

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年3月19日
【事業年度】	第119期(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
【会社名】	オエノンホールディングス株式会社
【英訳名】	Oenon Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 永 裕 司
【本店の所在の場所】	東京都墨田区東駒形一丁目17番6号
【電話番号】	03(6757)4580
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 西 永 裕 司
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区東駒形一丁目17番6号
【電話番号】	03(6757)4580
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 西 永 裕 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第115期	第116期	第117期	第118期	第119期
決算年月	令和3年12月	令和4年12月	令和5年12月	令和6年12月	令和7年12月
売上高 (百万円)	78,618	81,120	84,947	84,104	87,630
経常利益又は 経常損失() (百万円)	1,267	645	3,702	3,629	4,291
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	299	1,257	3,393	2,729	3,102
包括利益 (百万円)	399	1,653	3,910	3,187	3,507
純資産額 (百万円)	22,045	19,604	22,227	24,478	26,976
総資産額 (百万円)	52,280	55,511	55,431	55,739	59,235
1株当たり純資産額 (円)	336.73	305.21	367.30	414.62	464.68
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	5.03	21.22	58.30	47.39	54.72
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	38.3	32.0	38.6	42.4	44.2
自己資本利益率 (%)	1.50		17.34	12.12	12.45
株価収益率 (倍)	71.6		6.1	8.3	9.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,550	860	4,606	4,280	3,568
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,865	4,040	11	1,304	1,927
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,390	4,809	4,688	2,917	1,644
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	986	894	824	882	879
従業員数 (名)	879	803	787	808	811
(外、平均臨時雇用者数)	(324)	(301)	(303)	(302)	(331)

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 第116期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 3 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第116期の期首から適用しており、第116期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を第119期の期首から適用しており、第118期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。また、令和4年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日)については第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第119期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第115期	第116期	第117期	第118期	第119期
決算年月		令和3年12月	令和4年12月	令和5年12月	令和6年12月	令和7年12月
売上高	(百万円)	2,494	2,296	2,741	3,026	3,380
経常利益	(百万円)	1,194	956	1,543	1,788	1,871
当期純利益	(百万円)	839	766	1,427	1,533	1,623
資本金	(百万円)	6,946	6,946	6,946	6,946	6,946
発行済株式総数	(株)	65,586,196	65,586,196	65,586,196	65,586,196	65,586,196
純資産額	(百万円)	16,633	16,738	18,296	19,184	20,213
総資産額	(百万円)	34,778	38,480	37,879	37,960	38,647
1株当たり純資産額	(円)	279.87	287.56	314.32	336.51	358.74
1株当たり配当額	(円)	7.00	5.00	8.00	10.00	11.00
1株当たり当期純利益	(円)	14.13	12.95	24.53	26.64	28.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	47.8	43.5	48.3	50.5	52.3
自己資本利益率	(%)	5.12	4.60	8.15	8.18	8.24
株価収益率	(倍)	25.5	19.8	14.4	14.8	17.8
配当性向	(%)	49.5	38.6	32.6	37.5	38.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	37 (8)	28 (3)	24 (4)	21 (8)	23 (12)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	89.5 (112.7)	66.1 (110.0)	91.0 (141.1)	102.4 (169.9)	133.2 (213.2)
最高株価	(円)	432	361	463	441	655
最低株価	(円)	330	252	233	331	365

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 3 第118期の1株当たり配当額10円には、100周年記念配当2円を含んでおります。
- 4 第119期の1株当たり配当額11円については、令和8年3月23日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。
- 5 最高株価及び最低株価は、令和4年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、令和4年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 6 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第116期の期首から適用しており、第116期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 7 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を第119期の期首から適用しており、第118期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、令和4年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第119期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社の原点は、初代神谷傳兵衛(かみやでんべえ)が明治13年(1880)浅草花川戸に開業した「みかはや銘酒店」(のちの「神谷パー」)にまで遡ります。

その後、神谷傳兵衛は、明治33年(1900)日本酒精製造株式会社(工場は、のちの神谷酒造株式会社 旭川工場)を開設して民間初のアルコール製造を開始し、また明治36年(1903)には、日本のワイン醸造の1ページを飾るシャトーカミヤ(茨城県牛久市)を建設するなど、日本の産業の黎明期に国産アルコールと本格ワインづくりという2つの事業化を成し遂げました。

大正13年10月	北海道内の焼酎製造会社4社(神谷酒造株式会社 旭川工場、東洋酒精醸造株式会社、北海道酒類株式会社、北海酒精株式会社)が合併し、旭川市に合同酒精株式会社を設立、資本金111万円。
昭和21年7月	東北アルコール工業株式会社を合併し、八戸工場とする(平成25年2月廃止)。
昭和23年10月	子会社 旭商会株式会社を設立(平成4年10月株式会社牛久シャトーガーデンに商号変更(平成18年10月合同酒精が吸収合併))。 シャトーカミヤ(平成29年9月牛久シャトーに名称変更)の営業を開始(平成30年12月牛久シャトー内飲食物販事業廃止)。
昭和24年5月	東京証券取引所に株式を上場。
昭和30年11月	葵酒造株式会社を合併し、清水工場とする。
昭和31年5月	菊美酒造株式会社を合併し、東京工場とする。
昭和35年3月	子会社 旭川酒類容器株式会社を設立(昭和43年2月ゴードー商事株式会社に商号変更(平成20年1月合同酒精が吸収合併))。
10月	神谷酒造株式会社(昭和15年に浅草の株式会社神谷傳兵衛本店が改称)を合併し、吾妻橋洋酒工場とする(昭和38年10月東京工場に統合)。
10月	東京都中央区に東京事務所新社屋を建設(旧 オエノン銀座ビル)。
昭和36年12月	太陽醸造株式会社を合併し、芝浦工場とする(昭和38年10月東京工場に統合)。
昭和38年6月	本店の所在地を旭川市から東京都中央区に移転。
10月	3工場(吾妻橋洋酒工場、東京工場、芝浦工場)を集約し、松戸市に東京工場を建設。
昭和39年1月	東京工場内に中央研究所を建設(現 酵素医薬品研究所)。
3月	西宮酒精株式会社(昭和50年11月ゴードー興産株式会社に商号変更)の株式を取得し、西宮工場とする(平成12年12月廃止)。
昭和43年11月	株式会社サニーメイズを設立(現 関連会社)。
昭和45年3月	八戸工場内に酵素工場を建設(現 酵素医薬品工場)。
昭和54年10月	子会社 ゴードー倉庫株式会社を設立(現 ゴーテック株式会社)。
11月	子会社 株式会社ワコーを設立。
昭和55年2月	八戸工場に乳糖分解酵素(ラクターゼ)の製造設備を導入。
昭和57年1月	東京工場内に酒類食品研究所を設立(現 新商品開発センター)。
昭和62年6月	中央研究所に新研究棟を建設。
平成3年2月	雪印乳業株式会社と提携、資本金53億5千万円。
平成8年6月	東京工場内に関東物流センターを建設。
7月	シャトーカミヤ内に地ビール工場を建設(平成30年12月廃止)。
平成9年3月	子会社 みちのく食品株式会社を設立(平成15年8月全株式を譲渡)。
9月	旭川工場ISO9001認証取得。
平成10年6月	子会社 株式会社大雪乃蔵を設立(平成24年12月解散)。
10月	旭川工場内に焼酎原酒等の製造、貯蔵を行う酒類蔵を建設。
11月	子会社 株式会社ゴードーアセットコーポレーションを設立(現 株式会社オエノンアセットコーポレーション)。
12月	東京工場ISO9001認証取得。
平成11年7月	清水工場ISO9001認証取得。
10月	久留米工場ISO9001認証取得。
平成12年1月	山信商事株式会社の株式を取得(令和元年10月合同酒精が吸収合併)。
4月	酵素医薬品工場ISO9001認証取得。
平成13年1月	福德長酒類株式会社の株式を取得(現 子会社)。同社及び同子会社である秋田県醗酵工業株式会社を連結対象子会社とする。
1月	シャトーカミヤ内に神谷傳兵衛記念館を開業。
1月	サニーメイズISO9001認証取得。
10月	蕨崎工場ISO9001認証取得。

平成14年4月	久留米工場ISO14001認証取得。
10月	ゴードー倉庫株式会社がゴードー興産株式会社と合併し、ゴートック株式会社に商号変更(現子会社)。
平成15年1月	湯沢工場ISO14001認証取得。
7月	持株会社体制に移行し、オエノンホールディングス株式会社に商号変更。新たに子会社 合同酒精株式会社を設立。
7月	富久娘酒造株式会社の株式を取得(現子会社。平成30年1月オエノンプロダクトサポート株式会社に商号変更)。
11月	オエノン銀座ビル内にフレンチレストラン「le 6eme sens d'OENON(ル・シズィエム・サンズ・ドゥ・オエノン)」を開店(平成25年6月閉店)。
平成16年2月	酵素医薬品工場内に第二精製棟を建設。
3月	酒類基礎研究所を葦崎工場隣接地に建設(現 酵素医薬品研究所 葦崎パイロット)。
6月	オエノングループ名古屋事務所を建設。
9月	シャトーカミヤ内にレストラン「La Terrasse d'OENON(ラ・テラス・ドゥ・オエノン)」を開店(平成30年12月閉店)。
11月	東京工場内にッキングラボを併設した多目的施設「GRAM studio d'OENON(グラム・ステュディオ・ドゥ・オエノン)」を開設。
平成17年4月	子会社である福徳長酒類株式会社から会社分割により秋田県醗酵工業株式会社の株式を取得(現子会社)。
平成18年3月	酵素医薬品工場内に発酵棟を建設。
平成19年3月	北の誉酒造株式会社の株式を取得(平成28年1月合同酒精が吸収合併)。同社及び同社子会社である越の華酒造株式会社を連結対象子会社とする(平成30年12月解散)。
3月	オエノングループ関西事務所を建設(令和元年12月移転)。
11月	シャトーカミヤ及び北の誉酒造株式会社酒蔵が経済産業省より近代化産業遺産に認定。
平成20年6月	シャトーカミヤが文部科学省より国指定重要文化財に認定。
10月	久留米工場内に九州物流センターを建設。
平成21年3月	オエノングループ北海道事務所を開設。
4月	苫小牧工場(バイオエタノール技術実証プラント及び酒類原料用・工業用アルコール工場)を建設(平成27年3月バイオエタノール事業及びバイオエタノール技術実証プラント廃止)。
平成23年8月	オエノングループ広島事務所を開設。
平成24年12月	シャトーカミヤ内にオエノン ミュージアムを開業(令和7年12月閉館)。
平成28年2月	東京工場ISO22000・FSSC22000認証取得。
10月	オエノングループ松戸事務所を開設。
平成29年9月	酵素医薬品工場FSSC22000認証取得。
9月	葦崎工場ISO22000・FSSC22000認証取得。
11月	久留米工場FSSC22000認証取得。
平成31年3月	牛久市と牛久シャトーの活用に関して包括連携協定を締結。
令和元年6月	灘工場FSSC22000認証取得。
9月	清水工場内に新蒸留棟を建設。
11月	東京都中央区から東京都墨田区に本社を移転。
12月	牛久市と牛久シャトーの賃貸借契約を締結。 灘工場内にオエノングループ新関西事務所を建設。
令和2年7月	牛久シャトーが文化庁により日本遺産(Japan Heritage)に認定。
9月	苫小牧工場FSSC22000認証取得。
11月	旭川工場FSSC22000認証取得。
12月	湯沢工場秋田県HACCP認証取得。
令和3年10月	清水工場FSSC22000認証取得。
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。
11月	旧オエノン銀座ビル跡地にホテル「ザ ロイヤルパーク キャンパス 銀座コリドー」を建設(ホテル運営:三菱地所ホテルズ&リゾーツ株式会社)。
令和5年5月	連結対象子会社である株式会社サニーメイズの株式を大西商事株式会社に一部譲渡し、同社を持分法適用関連会社に変更。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の子会社7社で構成され、セグメントとの関連は次のとおりであります。

(1) 酒類事業

当事業に係る連結子会社は6社であり、焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、洋酒、加工用洋酒、酒類原料用アルコール・工業用アルコール等の販売及び運送・荷役を行っております。

焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、洋酒、製菓用洋酒については、主として合同酒精(株)、福德長酒類(株)、秋田県醗酵工業(株)、オエノンプロダクトサポート(株)が製造し、合同酒精(株)、福德長酒類(株)、秋田県醗酵工業(株)、オエノンプロダクトサポート(株)、(株)ワコーが主として販売しております。

運送・荷役は、ゴーテック(株)が行っております。

(2) 酵素医薬品事業

当事業に係る連結子会社は1社であり、酵素、診断薬の販売及び発酵受託ビジネスを行っております。

いずれも、合同酒精(株)が製造し、販売しております。

(3) 不動産事業

当社のほか、当事業に係る連結子会社は3社であり、不動産の売買及び賃貸を行っております。

不動産の売買及び賃貸については、当社、合同酒精(株)、オエノンプロダクトサポート(株)、(株)オエノンアセットコーポレーションが行っております。

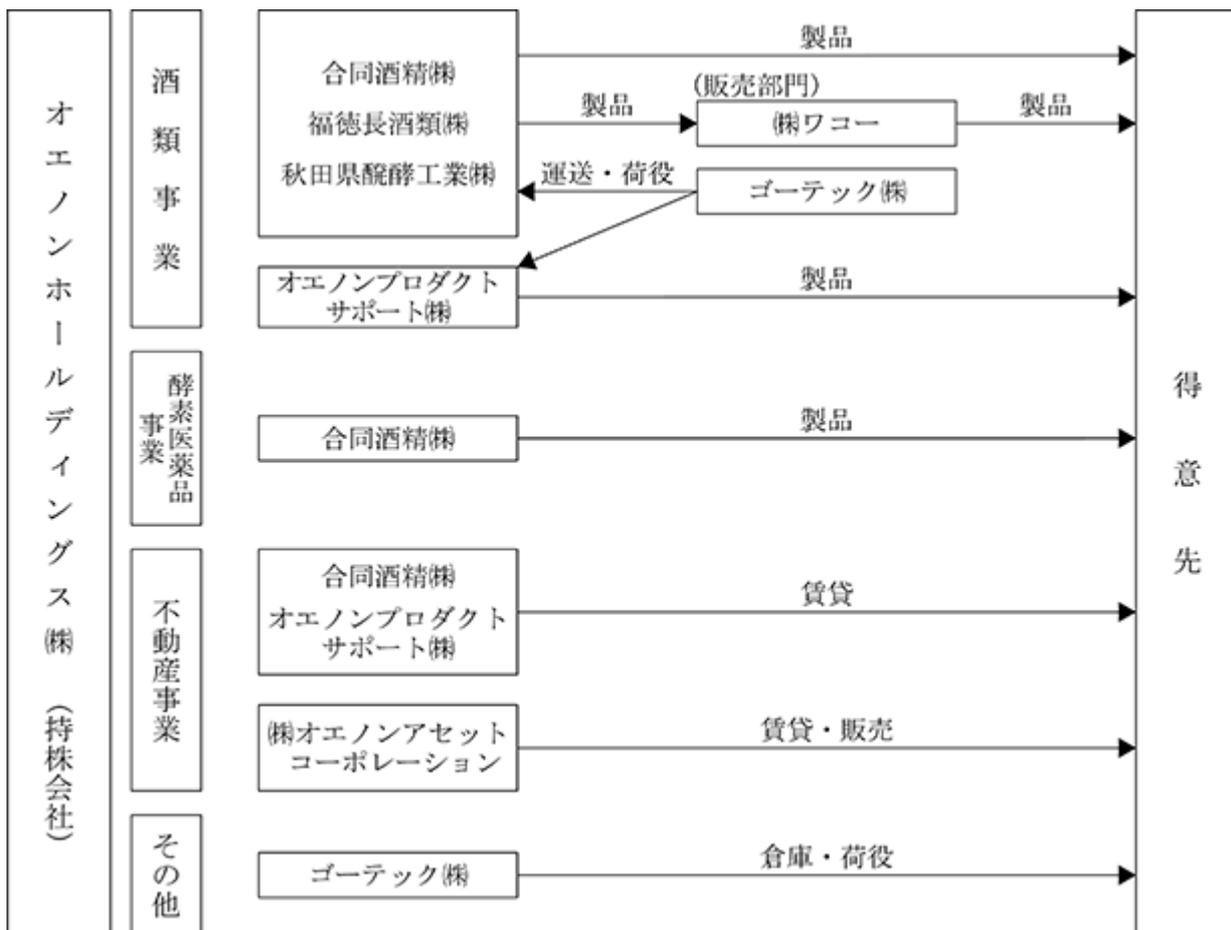
(4) その他

倉庫業・荷役業については、ゴーテック(株)が行っております。

(事業系統図)

事業の系統図は次のとおりであります。

なお、下記に挙げる会社は全て連結子会社であります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 合同酒精(株) (注) 2, 5	千葉県 松戸市	2,000	酒類事業	100.0	商標使用料等の受取があります。 土地及び建物の一部を貸与しております。 資金援助を受けております。 債務保証をしております。 役員の兼任 5名
福德長酒類(株) (注) 2, 5	千葉県 松戸市	518	酒類事業	100.0	商標使用料等の受取があります。 建物の一部を貸与しております。 資金援助を受けております。 債務保証をしております。 役員の兼任 4名
秋田県醗酵工業(株)	秋田県 湯沢市	54	酒類事業	68.9	商標使用料等の受取があります。 資金援助を受けております。 債務保証をしております。 役員の兼任 1名
オエノンプロダクト サポート(株) (注) 4	神戸市 灘区	50	酒類事業	100.0	商標使用料等の受取があります。 資金援助をしております。 債務保証をしております。 役員の兼任 2名
ゴータック(株)	千葉県 松戸市	96	酒類事業	100.0	商標使用料等の受取があります。 建物の一部を貸与しております。 資金援助を受けております。 役員の兼任 1名
(株)ワコー	千葉県 松戸市	10	酒類事業	100.0	商標使用料等の受取があります。
(株)オエノンアセット コーポレーション	東京都 墨田区	400	不動産 事業	100.0	商標使用料等の受取があります。 建物の一部を貸与しております。 資金援助をしております。 役員の兼任 1名
(持分法適用関連会社) (株)サニーメイズ	静岡市 清水区	120	加工用 澱粉事業	39.0	役員の兼任 1名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 上記子会社は有価証券届出書及び有価証券報告書のいずれも提出していません。

4 債務超過会社であり、令和7年12月末時点で債務超過額は2,008百万円であります。

5 合同酒精(株)及び福德長酒類(株)については、売上高(連結相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

合同酒精(株)	売上高	65,159百万円
	経常利益	2,996百万円
	当期純利益	2,196百万円
	純資産額	19,080百万円
	総資産額	38,693百万円

福德長酒類(株)	売上高	17,582百万円
	経常利益	63百万円
	当期純利益	66百万円
	純資産額	6,132百万円
	総資産額	13,162百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和7年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
酒類事業	671 (301)
酵素医薬品事業	116 (18)
不動産事業	1 (-)
全社	23 (12)
合計	811 (331)

- (注) 1 従業員数は、就業人数であります。
 2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 3 全社として記載されている従業員数は、持株会社(提出会社)である当社の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

令和7年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
23 (12)	46歳 9ヶ月	20年 4ヶ月	7,568

セグメントの名称	従業員数(名)
全社	23 (12)
合計	23 (12)

- (注) 1 従業員数は、就業人数であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 4 当社の従業員は、関係会社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合には、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟している組合があり、組合員数は令和7年12月31日現在で536名であります。

なお、組合との間には特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

当事業年度					
名 称	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児 休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)(%) (注1, 3)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者
			合同酒精株	5.7	100.0
福德長酒類株	0.0	0.0	-	-	-

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。「-」は非開示を示しております。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 連結子会社においては、各社異なる人事制度を運用しておりますが、性別を理由に待遇・条件が異なることはありません。

合同酒精株の男女の賃金の差異の要因としましては、設定給与水準が高くなる管理職において女性社員の比率が低いことが挙げられます。

当社グループでは、女性の活躍を推進する取組みとして、女性社員を対象に、キャリア形成に必要な能力を習得するための「社外研修制度」、先輩社員が、新入社員や若手社員をサポートする「キャリアビジョンサポート制度」を導入するなど、女性社員の経験やスキルの向上を図る様々な施策を展開しております。こうした取組みも後押しとなり、女性管理職割合は上昇しており、今後賃金差異は縮小していく見込みです。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、当社グループは、お客様に「安心」「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」・「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進め、経営品質の向上、ひいてはグループの持続的成長及び中長期的な企業価値最大化を目指しております。

(2) 経営環境

酒類の国内市場におきましては、少子高齢化や人口減少、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化、嗜好の多様化等により、全体として縮小傾向にあり、企業間での販売競争が激化しております。

酒類の輸出につきましては、令和7年の酒類輸出金額が過去最大額を更新し、中国がアメリカを抜いて第1位の輸出先となっております。品目別でも、ほぼ全ての品目が令和6年を超え、ビール、リキュールについては過去最高額を更新しております。

また、世界的な健康志向の高まりにより、国内外の乳製品用酵素市場におきましては、更なる市場の成長が見込まれております。

(3) 長期ビジョン

当社グループは、これらの変化を的確に捉えて、構造改革を継続的に進めながら競争力・収益力を強化し、健全かつ持続的な成長を実現するため、令和16年度にめざす姿を示す長期ビジョン「NEXT100」を策定いたしました。“堅実な経営を貫き、しかるべき利益を安定的に創出しつつ、社会が抱える課題の解決に貢献する企業へ”をめざす姿とし、めざす姿の実現に向けて、以下の3つの重要課題に取り組むことといたしました。

<重要課題>

中核事業の競争力・収益力の強化

- ・顧客起点のマーケティングに基づき、付加価値の高い商品を市場に投入するとともに、選択と集中及びコスト低減を進め、中核事業の競争力・収益力を強化する。

新領域への挑戦

- ・新たな商品、新たな分野、新たな市場（海外）へ果敢に挑戦し、新たな収益の柱を創出する。

ESG経営の推進

- ・事業活動を通じて、社会課題の解決に貢献し続けることにより、経済価値と社会価値の両立を図り、企業価値向上に繋げる。

(4) 中期経営計画及び対処すべき重要課題

当社グループは、長期ビジョン「NEXT100」を実現するため、2024年から2028年までの5年間を対象とする「中期経営計画2028」を2024年に策定しております。「中期経営計画2028」では、定量目標として、連結売上高、連結経常利益、売上高経常利益率、ROE、1株当たりの配当金を定めております。

< 定量目標 >

項目	令和10(2028)年12月期
連結売上高	930億円
連結経常利益	45億円
売上高経常利益率	4.8%
R O E	10.0%
1株当たりの配当金	12円

中期経営計画の3年目となる令和8年12月期は、「中期経営計画2028」で掲げた数値目標の達成に向け、以下に掲げる課題に取り組んでまいります。

1. 各重点事業の注力施策

(1) 総合焼酎メーカーとしてのプレゼンス強化

甲類焼酎、乙類焼酎、混和焼酎、チューハイおよびチューハイの素につきましては、多様な消費者の嗜好に対応した新たな高付加価値商品の開発を進めるとともに、既存商品の育成および収益改善に取り組んでまいります。また、販売経費やコスト構造の見直しも同時に進め、競争力・収益力を強化してまいります。

(2) 酒類輸出の販路拡大とスケールアップ

既存輸出先の市場の深耕と新規市場の開拓により、販路拡大とスケールアップを図ってまいります。

アメリカ向けにつきましては、営業体制を見直し、積極的な現地営業活動を行ってまいります。

ヨーロッパ地域向けにつきましては、ジンに加えジャパニーズウイスキーの販売を開始し、更なる深耕を図ってまいります。

(3) 販売用アルコールの安定的収益確保

販売数量の維持拡大に努めるとともに、適正な利益管理による獲得利益の最適化を図り、安定収益の確保に努めてまいります。

(4) 酵素のラインアップ拡充と発酵受託ビジネスの拡大

ラクターゼにつきましては、増産に向けた設備投資を実行し、販売金額の拡大を実現するとともに、収量および収率の向上に向けた研究開発を進め、収益性の向上を図ってまいります。

発酵受託ビジネスにつきましては、適切な生産計画の下、主力の受託品目である乳酸菌の増産に向けた設備投資を進め、将来の製造数量増大につなげてまいります。

また、引き続き、不適合品発生の撲滅並びに品質および収量の安定化・向上に努め、コスト低減を図ってまいります。

2. 競争力・収益力の強化

(1) 品質管理の強化

引き続き、衛生管理および5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の定着化に取り組んでまいります。

また、3H(初めて・変更・久しぶり)4M(人・設備・材料・方法)による危険予知の定着化に引き続き取り組み、工程内不適合撲滅に努めてまいります。

(2) 適正価格の維持

然るべき利益を安定的に確保するため、適切なタイミングで価格改定を行ってまいります。

(3) 多様化する嗜好への対応

グループ独自の技術・ノウハウを最大限に活かした高付加価値商品を開発し、主力商品ブランド(ビッグマン、そふと新光、博多の華、鍛高譚、すごむぎ、すごいも、GODO YNL)に続く、将来における収益の柱として育成してまいります。

(4) コスト低減の徹底

営業部門におきましては、販売経費の費用対効果を検証し、最適化を図るとともに、公正な取引基準に準拠した社内ルールの遵守を徹底してまいります。

生産部門におきましては、生産工程におけるあらゆるコストの低減に徹底的に取り組んでまいります。

(5) DXの推進

AI等のデジタル技術の利活用を進め、業務の効率化および生産性の向上を実現し、既存ビジネスモデルの抜本的な変革を目指してまいります。

3. ESG経営の推進

(1) 環境問題への対応

引き続き低炭素社会の実現および循環型社会の形成に向けた取組みを進めてまいります。

令和8年度は、環境負荷の少ない冷媒を使用した空調設備への切り替え等に引き続き取り組んでまいります。

(2) 人的資本の充実

グループの持続的成長および企業価値向上のためには、その原動力となる従業員の価値を高める体制を整備することが不可欠であると考えております。従業員一人ひとりが働きがいを感じ、多様な人材が活躍できる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

(3) コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底を図り、「納得性」「公正性」「透明性」の高い経営の実践に努めてまいります。

また、年々高度化・多様化するサイバーリスクに対応すべく、情報セキュリティの強化に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、サステナビリティを経営における重要課題の一つと認識しております。

2021年に、CSR基本方針において対応すべき課題を「サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題」に変更し、これを指針として、事業活動を通じてサステナビリティを巡る課題に対応しております。

CSR基本方針

当社グループは、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現には、社会からの期待に応え、社会との信頼関係を構築していくことが不可欠であると認識しております。

これらの実現のため、グループ企業理念の下、普遍概念である「顧客志向」・「収益志向」を判断の基礎として「よき企業市民として誰のためにどう役立つのか」を考え、事業活動を通じてサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題に適切に対応することによって企業の社会的責任（CSR）を果たし、持続可能な社会の実現への貢献と社会との信頼関係の構築に努めてまいります。

当社は、グループのCSR及びコンプライアンスの実践を支援・指導することを目的として、CSR・コンプライアンス委員会を設置しております。

CSR・コンプライアンス委員会は、当社の代表取締役社長を委員長、当社取締役及び別途指名されたグループ会社の取締役、その他の役職員を委員とし、統括・審議を行い、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視しております。なお、当社の監査役はCSR・コンプライアンス委員会に出席し、意見を述べることができます。

CSR・コンプライアンス委員会は年2回を定例開催とし、必要に応じて臨時に開催することができることとしております。

(2) 戦略

気候変動

当社グループの酒類の原材料であるサトウキビ、大麦、米、そば等の穀物は、気候の影響を受けやすい農作物であります。また、酒類商品の出荷量も、外気温や天候によって、カテゴリー別で大きく左右される傾向にあることから、気候の影響を受けやすいものといえます。

当社グループは、2021年に策定した環境方針を指針として、TCFDが提言する気候変動のシナリオ分析とそのインパクトについての評価に向けた社内体制を整備してまいります。また、当社グループの事業活動による環境負荷を低減するため、商品、サービスの影響を的確に把握し、社会的な要求や法令等を遵守することで、省資源、省エネルギー、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）や化学物質の適切な管理に努め、リスク低減を図ってまいります。また、事業活動のすべてのステージで様々な環境保護活動に関与すべ

く、環境保全への貢献に資する商品の研究開発に取り組んでまいります。

環境方針

- ・当社グループは、気候変動への対応は地球規模の課題であると認識し、事業活動において温室効果ガスの削減を進め、低炭素社会の実現に取り組んでまいります。
- ・当社グループは、将来における資源・エネルギーの需給逼迫に備えるべく、省資源・省エネルギーや資源の循環の利用に一層注力し、資源生産性の向上に努めてまいります。また、廃棄物の適正処理や3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の形成に取り組んでまいります。
- ・当社グループは、環境関連の法律、条例及びその他法規制等を遵守し、環境汚染物質を適正に管理し、環境汚染リスクの未然防止に努めてまいります。
- ・当社グループは、生物多様性からの恵みが、社会全体の存続基盤として必要不可欠であるとの認識の下、当社グループが持つ技術や人材などの経営資源を活用して、生物多様性保全・自然保護に関する取組みを進めてまいります。

人財育成及び社内環境整備

当社グループは、2021年に人財育成方針及び社内環境整備方針を策定し、これらの指針として、組織が機会提供・適切な評価や育成等を通じて従業員の意欲や情熱を引き出し、従業員は業務への深い関与を通じて充実感を満たしつつ、自律的な成長が遂げられるという循環サイクルを目指しております。

・女性活躍推進

当社グループでは、2024年に策定した「中期経営計画2028」において、2028年までに女性の取締役を1名以上、女性の管理職を15名以上とすることを目指し、育成強化に努めております。将来的にリーダーを目指す女性社員向けに、リーダーに必要な能力習得を目的とした社外研修を受講できる環境を整備する女性社員向け社外研修制度を設けております。課題の解決や目標の達成をサポートすることにより、女性リーダーを育成しております。また、様々な問題や悩みを相談したい女性社員がメンティ（生徒）となり、指導担当の社員のメンター（先生）と定期的に面談を実施する女性社員向けキャリアビジョンサポート制度（メンター制度）を設けております。様々な問題や悩みを相談し、メンティのキャリア開発や仕事へのチャレンジ意欲向上を目指します。また、メンターの人財育成能力やマネジメント能力の向上にもつながり、今後のキャリア形成について考える機会となっております。

また、製造現場で働く意欲のある女性が、安心して働くことができる環境づくり、インフラ整備を進めております。

2020年に女性活躍推進プロジェクト（W I N T（ ））を立ち上げ、女性社員とのディスカッションを行う「女性フォーラム」の開催や、他社との女性活躍推進についての情報交流を行いながら、「女性も男性も働きやすい環境改善」を提言しております。

W I N Tは、Women's INnovation for Tomorrowを略したチーム名で、メンバーそれぞれの「個性」からイノベーションが生まれ、当社グループの未来を創っていく、また、全ての社員の未来を創っていくという意味が込められています。

グループ会社の秋田県醸酵工業におきましては、2019年に、女性社員で構成する女性チームA - r i b b o nを立ち上げ、子育て応援イベントや、県が設立した「あきたふうどミーティング」への参加をはじめ、メンバーが開発に携わった商品をPRしながら「秋田をあんべいぐする（ ）」ことを目指しております。

「秋田を盛り上げていく」という意味

・障がい者雇用

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に基づき、民間企業に求められる法定雇用率以上の水準を維持することを目標に業務への適応をサポートする取組みを続けております。

・健康経営の推進

健康経営の精神の下、ワークライフバランスの推進に向け、就業時間管理の徹底、業務効率化の推進、適切な人員配置等を通じた長時間労働の削減に努めるとともに、社員に対して有給休暇の積極的な取得を促しております。また、社員の健康を守ることは企業の責任であることを重く受け止め、定期健康診断における有所見者の保健指導や健康維持に関する教育の機会を設けるなど、産業医との連携を行っております。

人財育成方針

当社グループは、取締役を支える中核人財層においても属性の多様性が確保され、それらの中核人財層が経験を重ねながら取締役に登用されていく仕組みを構築することが重要であると認識しております。

ダイバーシティの意義についての理解を促し、多様性を活かせるマネジメントスキルを学ぶことができる研修の受講等を通じて、従業員の多様性を活かせる中核人財層を育成してまいります。

社内環境整備方針

当社グループは、多様な働き方の実現は、生産性・創造性の向上だけでなく、多様な人財の確保にも繋がるものと認識しております。多様な人財を確保するため、多様で柔軟な働き方を可能とする社内環境を整備いたします。

(3)リスク管理

当社グループでは、CSR・コンプライアンス委員会において、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性のあるリスクを認識し、その対策の進捗等を審議しております。

サステナビリティ課題の中でも、気候変動に関するリスクは当社グループの事業活動に与える影響が大きいと認識しております。今後は、Scope 3の算出やTCFDの提言に沿ったシナリオ分析に着手する等、気候変動にかかるリスク及び機会が当社グループの事業活動や収益等に与える影響の把握に向けた取組みを行ってまいります。

(4)指標及び目標

気候変動

当社グループの温室効果ガス発生量（Scope 1 + Scope 2）の実績は次のとおりであります。

当社グループは2030年度までの削減目標として、2013年度比46%の削減を掲げております。

目標値	実績値
2030年度までに温室効果ガス発生量 （Scope 1 + Scope 2）を2013年度比で46%削減 2013年度温室効果ガス発生数量 98千t	2024年度 47千t（2024年4月～2025年3月） （2013年度比で51%削減）

人財育成及び社内環境整備

・女性活躍推進

グループ会社の合同酒精株式会社及び福德長酒類株式会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく「一般事業主行動計画」において、以下の目標を公表しております。

合同酒精株式会社「一般事業主行動計画（第3期）」

（計画期間：2025年4月1日～2030年3月31日）

目標値	実績値
女性経営職 の人数を20人以上 （2025年度比で2倍） グループ会社への出向者を含む	2025年度 8人（2025年12月31日現在）
新卒総合職採用における女性採用割合を50%以上	2025年入社新卒総合職 55%
女性の平均継続勤務年数を14年以上 （2025年度比で20%増加）	2025年度 11.4年（2025年12月31日現在）

福德長酒類株式会社「一般事業主行動計画」

(計画期間：2022年4月1日～2027年3月31日)

目標値	実績値
正社員に占める女性労働者の割合を15%以上	2025年度 15.3% (2025年12月31日現在)
女性の平均継続勤務年数を11年以上 (2022年度比で20%増加)	2025年度 8.5年 (2025年12月31日現在)

・障がい者雇用

グループ会社の合同酒精株式会社及び福德長酒類株式会社の「障がい者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)に基づく法定雇用率及び実績値は次のとおりであります。

「障がい者雇用状況」(2025年12月31日時点)

	目標値	実績値
合同酒精株式会社	2.5%	2.5%
福德長酒類株式会社	2.5%	2.7%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。ただし、以下に記載したリスクは当社グループに関するすべてのリスクを網羅したのではなく、現時点では予見できないリスクの影響を将来受ける可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 酒類事業に関するリスク

項目	国内の酒類市場の変化
リスク概要	当社グループの酒類事業の売上高の大部分は国内販売となっております。国内の酒類市場においては、国内の人口減少や少子高齢化によって総需要が減少し、販売競争が激化することが見込まれております。また、酒類市場は、国内の景気動向や嗜好の変化の影響を受けやすい市場であるため、低価格帯の節約志向商品が伸張する一方、高価格帯の付加価値商品や健康志向商品も拡大するといった価格の二極化・嗜好の多様化が進むことが予想されております。販売競争の激化や価格の二極化・嗜好の多様化への対応が遅れた場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。
対応策	当社グループは、強みを持つ分野や成長分野への経営資源の重点配分によって競争力強化に取り組んでおります。また、市場環境の変化に対応できるよう商品開発体制を強化し、顧客視点の発想での商品開発を進め、魅力的な商品を創出してまいります。

項目	酒類の販売に関する規制
リスク概要	アルコールの不適切な摂取による健康面や社会面への悪影響が指摘されており、WHOにおいては、世界的な規模での酒類販売に関する規制が検討されております。予想を大きく上回る規制強化が行われた場合、酒類の消費が減少し、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。
対応策	当社グループは、酒類を製造・販売する企業グループとしての社会的責任を果たすために、酒類事業に関する法令等を遵守した販売・宣伝活動を行っております。また、適正飲酒の啓発活動を積極的に推進し、不適切な飲酒の撲滅に取り組んでおります。

(2) 酵素医薬品事業に関するリスク

項目	乳製品用酵素市場の変化
リスク概要	主力のラクターゼが属する乳製品用酵素市場では、国際的な巨大企業を含む国内外の企業との厳しい競争に直面しており、その技術革新は急速に進んでおります。新技術・新商品の開発の遅れや他社による技術革新によって、当社グループを取り巻く環境が想定を超えて大きく変化した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。
対応策	当社グループでは、将来の市場・技術動向を見据えて新技術・新商品の研究・開発を推進しております。また、お客様と良好な関係をつくり、情報収集に努めるなど、市場の変化に迅速に対応できる体制を整備しております。

(3) 各事業領域共通のリスク

項目	事業拡大
リスク概要	当社は、積極的な事業拡大を図る手段の一つとして、当社グループにおいて有効かつ効率的に経営資源を活用できる企業などの株式を取得し、子会社としてまいりました。また、グループ経営の一層の効率化を図るため、当社の子会社間の合併を行うなど、グループ内組織再編を実施してまいりました。 当面、新たな子会社取得等は計画しておらず、現在のグループ構成において各機能の強化等によるグループ全体のトータルコストリダクションなどを進める方針であります。ただし、中長期的にはグループ全体の方針に基づき子会社取得も視野に入れて事業拡大を進める方針であります。新たな子会社取得等については、環境変化等の要因により一時的または追加的に損失等が生じる可能性があり、また、当社の期待する効果が十分に得られない可能性もあります。
対応策	当社は、取締役会における投資・M & A計画の適切な意思決定と実施後のモニタリングを適切に行っております。

項目	原材料調達
リスク概要	当社グループが使用する主要な原材料(粗留アルコール、重油等)には、調達価格が、調達先の国または地域の天候や経済状況の影響を間接的に受け、変動するものがあります。それら主要原材料の価格が高騰した場合には製造コストが上昇し、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。 また、販売用アルコール等の原料である粗留アルコールについては、世界情勢や感染症拡大の影響により、購入単価の上昇や調達自体の難化等が生じることが懸念されます。世界情勢の悪化や感染症拡大が長期化した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。
対応策	当社グループでは、複数企業からの購買や、計画的な購買によって安定的な調達に努めております。具体的には、原材料市場の積極的な情報収集、市場の変化に合わせた契約期間の見直し、調達先の分散等を行っております。

項目	自然災害
リスク概要	当社グループの営業拠点、製造拠点において、大規模な地震、水害、風害が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、人命の安全を第一としながら、酒類・アルコール等の供給責任を果たすための生産・供給体制の整備等の危機管理体制の構築に努めております。

項目	感染症
リスク概要	感染症拡大に伴う外出自粛、飲食店への時短要請・休業要請、緊急事態宣言の発出がなされた場合、事業活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。特に、従業員の感染、事業所でのクラスター発生により想定以上に事業活動の停滞が長期化した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。
対応策	当社グループは、国・自治体・業界団体の指針に沿って、適宜必要な施策を講じております。具体的には、うがい・手洗い・手指消毒・換気・マスク着用等の基本的な感染予防策の徹底、在宅勤務及び時差出勤の活用やオンライン会議の利用促進等の対策を実行しております。

項目	情報管理
リスク概要	当社グループは経営に関する重要情報をはじめとし、多数の個人に関する機密情報を保有しております。停電、災害、コンピュータウイルスなど予測の範囲を超える事態により、情報の消失・流出などの問題が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループは、当社の経営戦略企画室内のシステムセンターを中心としたグループ全体での情報セキュリティ体制を整備するとともに、従業員に対する教育や訓練の徹底とソフトウェアや機器導入によるセキュリティ対策を実施しております。

項目	人材確保・育成
リスク概要	日本国内の人口動態の変化による労働力不足への対応は、将来の持続的成長にも関わる大きな課題となっております。今後の社会情勢や雇用環境の変化により、相応しい人材を継続的に採用することが困難となる場合、既存事業における成長戦略の推進に支障が生じるなど、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。
対応策	当社グループ全体の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上のためには、多様な価値観に基づく多様な視点をもつ人材が不可欠であるという考え方の下、当社グループの役員、従業員の属性の多様化を図り、特性や個性を活かす職場環境づくりを進めております。具体的には、女性活躍推進プロジェクトを発足し、プロジェクトの意見を取り入れながら、計画的かつ継続的に女性の登用を進め、女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、女性が育児・介護などをしながら安心して働き続けられる環境や、キャリアアップのサポートができる環境の整備を行っております。また、時間単位年休や副業・兼業の容認によるワークライフバランスの推進に努めております。さらには、誰もが自分の性的指向や性自認を尊重され、自分らしく生きることができる社会を形成するために、LGBTについての啓発活動を行っております。

項目	食品の安心・安全
リスク概要	当社グループとしての予期し得ない品質問題及び製品表示問題が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響する可能性があります。また、当社グループの製品の欠陥に起因して製品回収や損害賠償につながるリスクが現実化し、これを保険により補填できない事態が生じた場合、事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、グループ生産部門会議・当社の品質安全保証室を中心としたグループ全体での品質保証体制の強化を進めております。また、重要な案件については、当社代表取締役社長を委員長とする「CSR・コンプライアンス委員会」において審議し、対策を講じております。 また、品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」、食品安全マネジメントシステムの国際規格「FSSC22000」の認証を取得するなど、品質保証への取組みを強化しております。さらには、酒税法等法令上定められている記帳義務、表示義務を遵守する姿勢の確立への取組みを強化しております。

項目	コンプライアンス
リスク概要	当社グループは事業の遂行にあたり、酒税法、食品衛生法、薬機法、景品表示法等の様々な法的規制の適用を受けています。これらの法令等に違反した場合や社会的要請に反した行動等を行った場合、法令による処罰・訴訟の提起・社会的制裁を受ける等、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、コンプライアンスを、当社グループの企業価値を支える大きな柱であり、経営そのものであると捉えております。研修等を通じて従業員のコンプライアンス徹底に努めております。

項目	知的財産権
リスク概要	当社グループは知的財産権の重要性を認識し、知的財産権保護のための体制を整備しております。当社グループの知的財産権が侵害され、第三者に流出した場合、また将来、第三者との知的財産に関する紛争が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、知的財産権管理の専門部署を設け、確実な取得及び保全、また他社の知的財産権の調査などに努めております。

項目	産業事故災害
リスク概要	当社グループの工場において、大規模な産業事故災害が発生した場合には、補償等を含む産業事故災害への対策費用、生産活動の停止による機会損失及び顧客に対する補償、さらに社会的信用の失墜等によって、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、生産戦略の専門部署による管理体制の強化、未然に防ぐための設備の充実などの対策を講じております。

項目	環境課題
リスク概要	気候変動をはじめとする環境問題への企業の取組み姿勢に対するステークホルダーからの評価や市場の価値観の変化は、消費者の商品・サービスの選択に大きく影響するものとなっており、気候変動抑制のため、世界的規模でのエネルギー使用の合理化や地球温暖化対策などの法令等の規制も強まっております。また、海洋プラスチック問題は世界的な共通課題であるとの認識が急速に高まっており、容器包装における対応は、飲料業界の大きな課題となっております。これらの規制強化や、容器包装等に対する取組みへの対応費用の増加等によって、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。 また、気候変動に起因する水資源の枯渇、原材料への影響、大規模な自然災害による製造設備の被害などのサプライチェーンに関わる物理的リスクが顕在化した場合、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。
対応策	当社グループでは、当社代表取締役社長を委員長とする「CSR・コンプライアンス委員会」においてSDGsの達成に必要な課題を整理し、グループ全体で課題解決に向けた活動を推進しております。 具体的には、リサイクル素材の積極的活用、「自己熱再生システム」導入によるCO2排出量削減、蒸留廃液濃縮装置更新による産業廃棄物・燃料使用量の削減を図っているほか、当社子会社の合同酒精㈱が経済産業省の「ゼロエミ・チャレンジ企業」に選定されるなど、環境負荷低減や環境保全活動に積極的に取り組んでおります。

項目	為替変動
リスク概要	当社グループは、商品・原材料の一部を外貨建てにて輸入しております。しかしながら、短期及び中長期の予測を超えた為替変動が、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、為替レート変動に対するリスクを為替予約等のヘッジ取引により一定限度まで低減しております。

項目	資金調達
リスク概要	資金調達時の金融市場の動向により、短期及び中長期の予測を超えた金利変動が、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、金融機関等との良好な関係を維持するとともに、原則、複数による低利かつ固定金利での資金調達を行うことにより金利変動リスクの低減を図っています。また、健全な財務体質の維持・強化に努めるとともに金融市場の動向に関する最新の情報と事業環境の分析に基づき、資金計画の見直しを適時に行っております。

項目	棚卸資産の評価
リスク概要	平成20年4月1日以後開始する事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用され、通常の販売目的で保有する棚卸資産は取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末において正味売却価額が取得原価より下落している場合には収益性が低下していると判断し、当該正味売却価額まで貸借対照表価額を切下げ、取得原価と当該正味売却価額の差額は当期の費用として処理することとなりました。このため当社グループの棚卸資産につき、原材料購入価格の上昇、製造固定費の増加、生産量の減少、製品販売価格の下落などが生じ、その結果正味売却価額が取得原価を下回るため収益性が低下していると判断された場合には、当該棚卸資産の簿価切下げがなされ、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、新たに大きな簿価切り下げが発生する可能性を可能な限り低減するため、毎期、継続的・保守的・網羅的に棚卸資産を評価・検証し、必要に応じて評価減を計上することとしております。

項目	固定資産の減損
リスク概要	当社グループは、事業の用に供する様々な固定資産を保有しております。平成18年度から「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しておりますが、今後、遊休固定資産の時価の急激な低下や事業環境が大幅に悪化した場合には、追加的な減損損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、追加的な減損損失のリスクを低減するため、毎期継続的に減損の兆候の有無を検証しております。

項目	退職給付債務
リスク概要	当社グループの一部の退職給付債務及び退職給付費用は、年金数理計算上使用される割引率や退職率、昇給率等の前提条件と年金資産の期待運用収益率等に基づき計算されております。年金資産の運用利回り悪化、割引率の低下等が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。
対応策	当社グループでは、このような数理計算上の差異の発生に伴う損益変動リスクに対応するため、年金資産の運用は、適宜、情報を取得し、安全性を考慮した投資配分に努めております。また、退職給付制度には確定給付型と確定拠出型を組み合わせた制度を導入しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などにより、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、継続的な物価上昇や、米国の通商政策による影響など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、グループの健全かつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、長期ビジョン「NEXT100」で掲げた3つの重要課題を軸として、「中期経営計画2028」の目標達成に向けた取組みを引き続き進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、87,630百万円(前期比4.2%増)となりました。利益面では、営業利益は4,136百万円(前期比20.0%増)、経常利益は4,291百万円(前期比18.2%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は3,102百万円(前期比13.7%増)となりました。

当社が重視する経営指標は次のとおりとなりました。

	前連結会計年度 (令和6年12月期)	当連結会計年度 (令和7年12月期)	中期経営計画目標値 (令和10年12月期)
売上高	84,104百万円	87,630百万円	93,000百万円
経常利益	3,629百万円	4,291百万円	4,500百万円
売上高経常利益率	4.3%	4.9%	4.8%
ROE	12.1%	12.5%	10.0%
1株当たりの配当金	10円	11円	12円

(注) 令和6年12月期の1株当たりの配当金の内訳

普通配当8円 記念配当2円(創立100周年記念配当)

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

< 酒類事業 >

酒類事業につきましては、国内の人口減少や少子高齢化、飲酒機会の減少に加え、物価上昇による節約志向の高まりから、競争が益々激化しております。このような環境の下、売上高は81,570百万円(前期比3.6%増)となりました。また、利益面につきましては、2,555百万円の営業利益(前期比11.3%増)となりました。

和酒部門のうち焼酎につきましては、乙類焼酎の「海渡」シリーズの終売や、乙類焼酎のPB商品の減少があったものの、甲類乙類混和焼酎の「すごむぎ」「すごいも」シリーズが好調に推移したため、売上高は増加いたしました。また、同カテゴリーでは、アロマホップやエール酵母、複数のボタニカルを使用した"焼酎の新しいカタチ"を提

案する新ジャンルの本格焼酎「ここよい(KOKOYOI)」を9月に発売いたしました。

チューハイなどのRTD分野につきましては、PB商品やパッカー事業が好調に推移したことにより、売上高は増加いたしました。同カテゴリーでは、しそ焼酎「鍛高譚」シリーズの赤シソの香りが引き立つひと味違うお茶ハイのRTD「鍛茶(たんちゃ) 鍛高譚の緑茶ハイ」「鍛茶 TAN TAKA TAN SHISO梅酒の紅茶ハイ」、さらには、本格焼酎「ここよい(KOKOYOI)」を炭酸水で割り、手軽にお楽しみいただけるようにした缶の焼酎ハイボール「ここよいハイボール」を発売するなど、ラインアップ強化を図っております。また、プレゼントキャンペーンや動画配信など、SNSを活用した販促活動を積極的に展開しております。

清酒につきましては、PB商品が増加したものの、NB商品の減少により、売上高は減少いたしました。

販売用アルコールにつきましては、酒類原料用アルコールが減少したものの、工業用アルコールが好調に推移し、売上高は増加いたしました。

洋酒部門につきましては、輸入ワインや原料用洋酒が減少したものの、炭酸水で割るだけで手軽に居酒屋の味わいを家で楽しむことができるチューハイの素や、ハイボールに最適なウイスキー「香薫(こうくん)」などが好調に推移したことにより、売上高は増加いたしました。

< 酵素医薬品事業 >

酵素医薬品事業につきましては、国内の発酵受託が増加したことや、酵素部門における海外での販売が好調に推移したため、売上高は4,644百万円(前期比11.8%増)、営業利益は807百万円(前期比51.1%増)となりました。

< 不動産事業 >

不動産事業につきましては、賃貸物件の賃料改定などにより、売上高は1,322百万円(前期比15.6%増)、営業利益は763百万円(前期比26.4%増)となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

生産実績をセグメント別アイテム(主要製品)別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	アイテム(主要製品)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	前期比 (%)
酒類	焼酎	85,597 (KL)	98.1
	チューハイ	91,014 (KL)	112.5
	清酒	10,990 (KL)	101.0
	合成清酒	8,229 (KL)	95.6
	アルコール	111,782 (KL)	106.6
	みりん	1,407 (KL)	91.6
	洋酒	9,447 (KL)	100.0
	その他	5,093 (KL)	102.3
	計	323,558 (KL)	104.9

(注) 酵素医薬品事業については数量等の算定が困難であるため、記載しておりません。また、アルコールについては、他の酒類原料用も含んだ総生産数量であります。なお、不動産事業、その他の事業については生産実績がないため、記載しておりません。

受注状況

当社グループは一部の製品について受注生産を行っておりますがウエイトも小さく、大部分の製品は販売計画に基づく生産計画に従った見込生産を主体としております。

販売実績

販売実績をセグメント別アイテム(主要製品)別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	アイテム(主要製品)		当連結会計年度	前期比 (%)
			(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日) (百万円)	
酒類	和酒	焼酎	36,352	100.2
		チューハイ	19,677	116.2
		清酒	3,584	98.5
		合成清酒	1,844	97.2
		販売用アルコール	13,553	100.3
		みりん	379	94.8
			75,392	103.8
	洋酒		5,392	101.1
	その他		786	109.6
			81,570	103.6
酵素医薬品			4,644	111.8
不動産			1,322	115.6
その他			92	103.7
	合 計		87,630	104.2

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
イオントップバリュ(株)	10,117	12.0	11,393	13.0
伊藤忠食品(株)	8,356	9.9	9,168	10.5

(2)財政状態

当連結会計年度の総資産につきましては、59,235百万円となり、有形固定資産が減少したものの、売上債権が増加したため、前連結会計年度末と比較し3,496百万円の増加となりました。

負債につきましては、32,259百万円となり、長期借入金が減少したものの、未払酒税や未払金が増加したため、前連結会計年度末と比較して999百万円の増加となりました。

純資産につきましては、26,976百万円となり、前連結会計年度末と比較して2,497百万円の増加となりました。これは主に利益剰余金の増加によるものであります。

(3)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は879百万円となり、前連結会計年度末と比較して3百万円の減少となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、3,568百万円(前期比712百万円の収入減)の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益4,134百万円および減価償却費1,966百万円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加額2,994百万円および法人税等の支払額976百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出1,720百万円などにより、1,927百万円(前期比622百万円の支出増)の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出600百万円、配当金の支払額576百万円などにより、1,644百万円(前期比1,273百万円の支出減)の支出となりました。

(4)資本の財源及び資金の流動性の分析

キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3)キャッシュ・フロー」に記載しております。

なお、当社グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは以下のとおりであります。

	令和5年12月期	令和6年12月期	令和7年12月期
自己資本比率(%)	38.6	42.4	44.2

時価ベースの自己資本比率(%)	37.2	40.2	48.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	1.7	1.3	1.4
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	52.4	45.2	28.5

(注) 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

資金調達

当社グループは、資金計画に基づき、必要資金は銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余剰は、預金等の流動性の高い金融資産に限定して運用し、また、短期的な運転資金を銀行等金融機関からの借入により、大型の設備投資資金の一部については複数の金融機関から相対借入により調達しております。

(5)重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

(賃貸借契約)

契約相手先	賃貸設備の名称及び所在地	賃貸延床面積	契約種類	契約期間
三菱地所(株)	サ・ロイヤルパーク キャンパス 銀座コリドー(東京都中央区銀座)	7,402.65㎡	定期建物賃貸借契約	令和4年10月1日～

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発費は591百万円であります。

セグメント別の主な研究開発活動を示すと、次のとおりであります。

(1) 酒類事業

当連結会計年度の研究開発費は78百万円であります。

酒類事業の研究は、酒類及びその関連分野における「研究」「分析」「微生物の保管・管理」の役割を担っております。

「研究」につきましては、オエノングループ各社において「顧客志向」「収益志向」に基づいた取組みを行っております。特に、お客様の多様なニーズに応じた品質の製品を提供すべく日々努めており、また環境に配慮した製品開発にも力を入れております。

「分析」につきましては、オエノングループ各社で培った分析技術や分析データを共有することで、品質管理、新商品開発、商談等に広く活用しております。また、分析データの信頼性を担保するため、分析技術の維持向上に努めております。

「微生物の保管・管理」につきましては、当社の財産でもある重要微生物を適正な環境の下で保管するとともに、保管場所を全国に分散化することにより、有事の際のリスクヘッジを図っております。

(2) 酵素医薬品事業

当連結会計年度の研究開発費は513百万円であります。

「健康」と「環境」をテーマに、食品用酵素・機能性素材を中心に、『バイオものづくり』分野における発酵をベースとした研究開発を推進し、既存製品の競争力強化とお客様のニーズに合致した新たな製品の創出との両立を図りながら、収益性の向上および将来の成長に向けた技術基盤の構築に取り組んでおります。

食品用酵素分野においては、主力製品である乳糖分解酵素「ラクターゼ」について、製造コスト低減および製品ラインアップ拡充に資する研究に取り組んでおります。

遺伝子組換え技術等を活用した研究開発については、生産菌株プラットフォーム技術の完成度を向上させつつ、実際の生産対象を用いた検証フェーズへ移行し、実用化・事業化を見据えた開発を進めております。複数製品への展開が可能な技術基盤として活用し、生産の効率化および将来の新製品創出に繋げてまいります。

新規製品の研究開発については、開発サイクルの効率化および共同研究の活用により、上市可能性の高いテーマに開発リソースを重点的に配分し、早期上市の実現および将来の成長を牽引する製品の創出を目指しております。

自社研究開発の一環として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のプロジェクトに参画し、麹菌プラットフォーム開発に取り組むことで、有用な生産菌株の構築からスケールアップ支援受託事業までを視野に入れた『バイオものづくり』の社会実装を進め、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当社事業への応用可能性の検討を行っております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、酒類事業、酵素医薬品事業において生産能力向上と環境整備を目的として実施し、設備投資合計で1,620百万円となりました。

セグメントごとの設備投資は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	内容	設備投資額 (百万円)
酒類	当社、苫小牧工場 酒類製造設備等	28
	合同酒精、東京工場 酒類製造設備等	227
	合同酒精、清水工場 アルコール蒸留設備等	19
	合同酒精、旭川工場 酒類製造設備等	54
	合同酒精、苫小牧工場 酒類製造設備等	1
	福德長酒類、久留米工場 酒類製造設備等	259
	福德長酒類、葦崎工場 酒類製造設備等	93
	オエノンプロダクトサポート、酒類製造設備等	190
	秋田県醗酵工業、酒類製造設備等	67
	その他酒類製造設備等	9
	計	951
酵素医薬品	合同酒精、酵素医薬品工場・研究所 酵素・発酵受託製造設備等	481
不動産	当社 合同酒精、空調設備交換等	60
全社	当社、システム設備等	126
	合計	1,620

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

令和7年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	土地		
						面積(m ²)	金額 (百万円)	
オエノン本社ビル (東京都墨田区)	全社	本社機能	358		16	387	792	7
ザ ロイヤルパーク キャンパス 銀座コリ ドー (東京都中央区)	不動産	ホテル設備	3,398	57	13	429	0	
BON東京浅草 (東京都墨田区)	不動産	ホテル設備	428		7	188	233	
牛久シャトー (茨城県牛久市)	不動産	不動産賃貸設備	89	0	2	60,454	166	
旧関西事務所 (神戸市灘区)	不動産	不動産賃貸設備	55		0			
北海道ビル (札幌市中央区)	酒類	事業所・不動産賃貸 設備	56	0	0	595	225	
名古屋事務所 (名古屋市名東区)	酒類	事業所	27		0	404	94	
関西事務所 (神戸市灘区)	酒類	事業所	88		0			
広島事務所 (広島市安佐南区)	酒類	事業所	12		0	408	35	
仙台事務所 (仙台市若林区)	酒類	事業所・不動産賃貸 設備	55		1	728	115	
苫小牧工場 (北海道苫小牧市)	酒類	原料アルコール製造 設備	324	141	0	87,511	1,229	

(2) 国内子会社

令和7年12月31日現在

会社名・事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	土地		
						面積(m ²)	金額 (百万円)	
合同酒精㈱ 旭川工場 (北海道旭川市)	酒類	焼酎・清酒製造設備他	309	134	9	116,963	596	30
合同酒精㈱ 苫小牧工場 (北海道苫小牧市)	酒類	試験測定設備他	0	6	3			14
合同酒精㈱ 酵素医薬品工場 (青森県八戸市)	酵素医薬品	酵素医薬品製造設備他	730	849	66	62,788	273	64
合同酒精㈱ 東京工場 (千葉県松戸市)	酒類	焼酎・チューハイ・ウ イン製造設備他	525	1,226	30	63,789	224	89
合同酒精㈱ 清水工場 (静岡県清水区)	酒類	原料アルコール製造設 備他	1,083	1,356	7	40,194	718	24
合同酒精㈱ 酵素医薬品研究所 (千葉県松戸市)	酵素医薬品	研究開発設備他	77	6	56	3,083	9	34
福徳長酒類㈱ (千葉県松戸市)	酒類	焼酎・清酒製造設備他	665	821	33	65,324	655	156
秋田県醗酵工業㈱ (秋田県湯沢市)	酒類	焼酎・清酒製造設備他	165	105	4	31,254	96	41
オエノンプロダクト サポート㈱ (神戸市灘区)	酒類	チューハイ製造設備他	285	276	8	13,316	31	26
ゴーテック㈱ (千葉県松戸市)	酒類	倉庫設備他	31	0	0			63
㈱オエノンアセット コーポレーション (東京都墨田区)	不動産	不動産賃貸設備他	77		0	20,009	1,605	1

(注) 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具備品は減価償却累計額控除後の帳簿価額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和7年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和8年3月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,586,196	65,586,196	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株であります。
計	65,586,196	65,586,196		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年10月10日 (注)	14,598	65,586,196	3	6,946	2	5,549

(注) 新株予約権の行使による増加 転換価格411円 資本組入額206円

(5) 【所有者別状況】

令和7年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		20	22	125	50	7	7,385	7,609	
所有株式数 (単元)		170,615	13,184	53,319	181,255	35	236,768	655,176	68,596
所有株式数 の割合(%)		26.04	2.01	8.14	27.66	0.01	36.14	100.00	

(注) 1 自己株式9,239,744株は、「金融機関」の欄に4,758単元、「個人その他」の欄に87,639単元、「単元未満株式の状況」欄に44株を含めて記載しております。なお、当該自己株式には、株式会社日本カストディ銀行が保有する株式が475,800株含まれております。

2 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が40単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和7年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 MARINA BOULEVARD #48-01 MARINA BAY FINANCIAL CENTRE SINGAPORE 018983 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	13,267	23.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	6,796	12.06
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	3,061	5.43
オエノンホールディングス従業員持株会	東京都墨田区東駒形1丁目17番6号	1,930	3.42
株式会社南悠商社	東京都港区虎ノ門4丁目1番35号	1,884	3.34
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	1,750	3.10
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,280	2.27
J.P. MORGAN SE - LUXEMBOURG BRANCH 381639 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6 ROUTE DE TREVES L-2633 SENNINGERBERG LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,280	2.27
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	1,221	2.16
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,046	1.85
計		33,517	59.48

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 6,796千株

2 上記のほか、当社所有の自己株式9,239千株があります。なお、自己株式には信託が保有する当社株式475千株を含めております。

3 令和7年2月27日付でGLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED及びその共同保有者である株式会社スノーボールキャピタルより、大量保有報告書(変更報告書)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として令和7年12月31日現在の実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED	62 Mody Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong Unit 1112, Floor 11, Wing On Plaza	13,267	20.23
株式会社スノーボールキャピタル	東京都港区虎ノ門5-12-13 ザイマックス神谷町ビル8階	32	0.05
計		13,299	20.28

- 4 令和6年8月7日付で株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社より大量保有報告書(変更報告書)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として令和7年12月31日現在の実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,221	1.86
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	725	1.11
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,356	2.07
計		3,303	5.04

- 5 令和7年1月20日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の大量保有報告書(変更報告書)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として令和7年12月31日現在の実質所有株式数が確認できませんので、大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,046	1.59
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,780	2.72
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	398	0.61
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	154	0.24
計		3,380	5.15

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和7年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,239,700	4,758	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,277,900	562,779	同上
単元未満株式	普通株式 68,596		同上
発行済株式総数	65,586,196		
総株主の議決権		567,537	

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の中には、株式会社日本カストディ銀行が保有する株式が475,800株(議決権4,758個)含まれております。なお、当該議決権の数4,758個は、議決権不行使となっております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権40個)含まれております。
- 3 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が44株含まれております。

【自己株式等】

令和7年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) オエノンホールディングス 株式会社	東京都墨田区東駒形1丁目 17番6号	8,763,900	475,800	9,239,700	14.08
計		8,763,900	475,800	9,239,700	14.08

(注) 他人名義で所有している理由等

名義人の氏名又は名称	名義人の住所	所有理由
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	「株式給付信託(BBT)」制度の信託 財産として475,800株所有しておりま す。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 株式給付信託(BBT)の概要

当社は、平成29年3月23日開催の第110回定時株主総会決議に基づき、取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 取締役に取得させる予定の株式の総数

475,800株

3. 当該株式給付信託(BBT)による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

退任した取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和7年5月9日)での決議状況 (取得期間令和7年5月12日～令和7年8月29日)	1,000,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	913,100	499,975,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	86,900	24,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	8.69	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	8.69	0.00

(注) 1 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2 当期間とは、事業年度の末日の翌日から有価証券報告書提出日までの期間であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	413	215,262
当期間における取得自己株式	7	3,304

(注) 当期間における取得自己株式には、令和8年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	8,763,944		8,763,951	

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、令和8年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2 当事業年度及び当期間の保有自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つとして位置づけております。この政策の下、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行い、かつ中期的には配当金を漸増させていくことを基本方針としております。

また、当社は、上記方針をもとに年1回の期末配当とし、実施にあたっては、定時株主総会の決議により決定することとしております。

上記方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、当期の当社及び連結の業績並びに今後の事業展開などを勘案し、令和8年3月23日開催予定の定時株主総会にて、1株当たり11円の普通配当を決議する予定であります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和8年3月23日 定時株主総会決議(予定)	625	11

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、当社グループは、お客様に「安心」「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」「収益志向」に則り事業活動を行い、あわせて「将来価値の共創」に資する取組みを進め、経営品質の向上、ひいてはグループの持続的成長及び中長期的な企業価値最大化を目指しております。

当社グループは、かかる経営品質の向上、グループの持続的成長及び企業価値最大化の実現に向けて、経営の意思決定過程の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした迅速・果敢な意思決定を促すことができるコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

- ・当社は、監査役会設置会社であります。当社は、経営の意思決定過程の透明性・公平性を確保するため、取締役会による業務執行の監督と独任制の各監査役による監査という二重の牽制機能が働くこと判断し、監査役会設置会社体制を採用しております。

- ・取締役会は、当社の経営の監督機能として、代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監督を行っております。当社の取締役の員数は、本書提出日（令和8年3月19日）現在において6名であり、その内3名は社外取締役であります。取締役会は原則として毎月1回開催しております。

取締役会は、法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

本書提出日（令和8年3月19日）現在の取締役会の構成員については、下記のとおりであります。

構成員：代表取締役社長 西永 裕司、取締役 岡田 英明、取締役 田中 直子、
社外取締役 尾崎 行正、社外取締役 齋藤 忠夫、社外取締役 大鹿 麗子

当社は、令和8年3月23日開催予定の第119回定時株主総会の決議事項として「取締役6名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となり、その内3名は社外取締役となります。当該議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成員については、下記のとおりであります。

構成員：代表取締役社長 西永 裕司、取締役 岡田 英明、取締役 田中 直子、
社外取締役 尾崎 行正、社外取締役 大鹿 麗子、社外取締役 鈴木 チセ

- ・社外取締役は、独立性を重視する点から、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、経営に対する助言を可能とする知見や法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監督することが期待される人物を選任するものとしております。また、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役を選任するものとしております。
- ・取締役候補者の指名は、代表取締役社長が原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定するものとしております。取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により、取締役に選任しております。
- ・当社の経営の監査機能としては監査役（会）があり、各監査役が代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。当社の監査役の員数は、本書提出日（令和8年3月19日）現在において3名であり、その内2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会及び部門別グループ経営会議等重要な会議に出席し、意見を述べること等によって、代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。

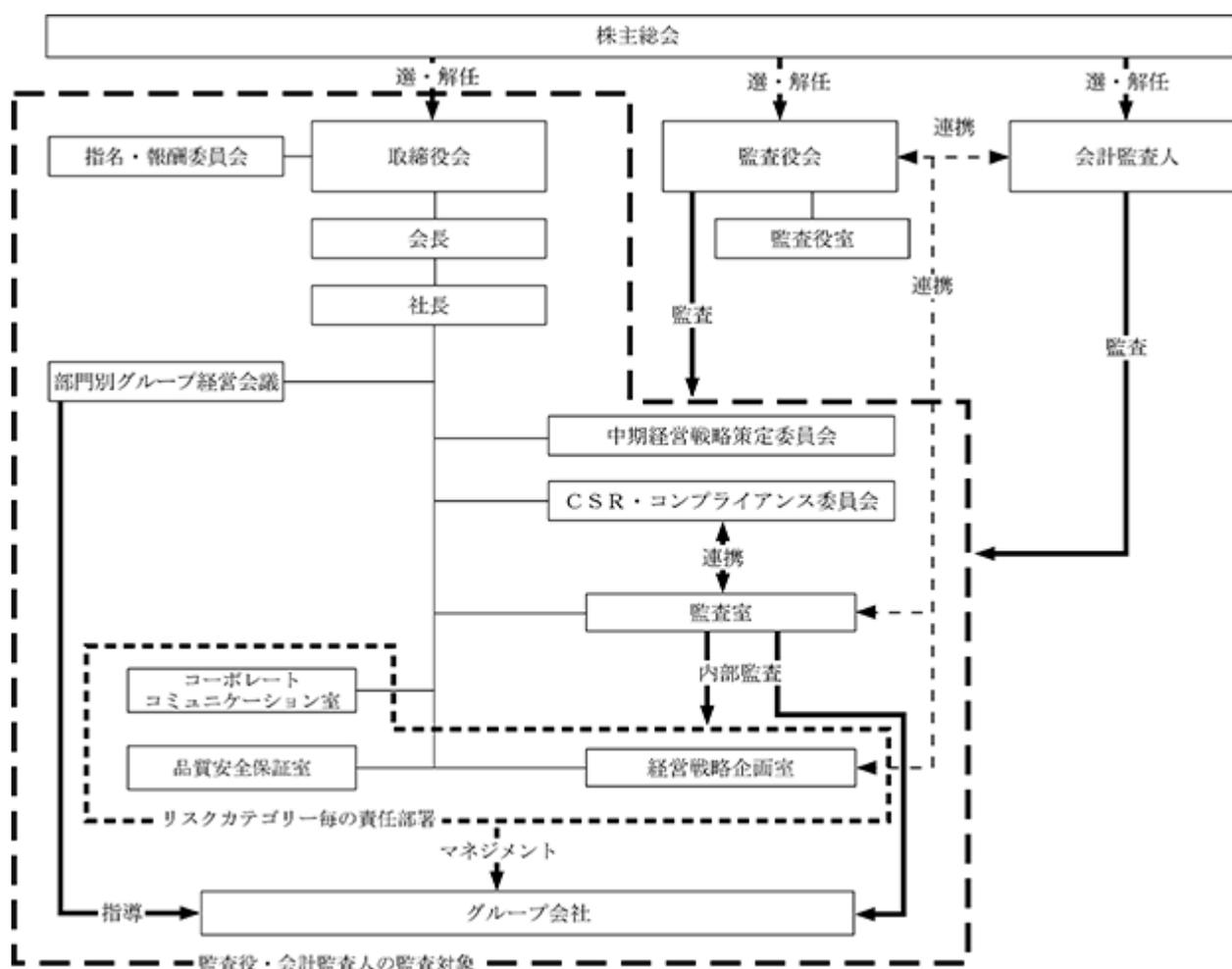
議長：常勤監査役 中瀬 縁

構成員：社外監査役 小野 隆良、社外監査役 西廣 陽子

（ロ）当該体制を採用している理由

取締役6名の内、社外取締役は3名であります。また、監査役3名の内、社外監査役は2名であります。社外取締役及び社外監査役は、企業法務、企業経営、財務・会計等に関する高い見識と豊富な経験に基づき、客観的・中立的な立場から、経営の意思決定過程の透明性・公正性を確保するために有効な助言・指摘を行い、執行機能に対する適切な牽制機能を果たしております。加えて、執行機能から独立した内部監査部門である監査室と監査役との連携により牽制機能の充実を図っております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の模式図は下記のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(イ)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び別途指名されたグループ会社の取締役その他の役職員で構成するCSR・コンプライアンス委員会を設置する。CSR・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針及び対応策を策定し、当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR・コンプライアンス委員会と連携のうえ、客観的視点をもって当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR・コンプライアンス委員会委員長及び当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段をもって認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

(ロ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報(電磁的媒体による記録を含む)の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役及び監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

(ハ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づきリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及びその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上及び経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR・コンプライアンス委員会委員長がCSR・コンプライアンス委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

(二)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役及び使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化及び監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

(ホ)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針及び中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役又は監査役に当社の取締役、監査役又は使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

(ヘ)監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性及びその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査室が監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告するとともに、必要に応じ取締役会に報告するものとする。このほか、監査役の要望により、経営戦略企画室がその監査役の監査業務を補助するなど、監査役の監査業務の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定については、予め当社の監査役の同意を得るものとする。

補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

(ト)監査役に報告するための体制

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席し、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

(チ)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的及び不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことによって、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

(リ)反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

・リスク管理体制

当社は当社内での情報のほか、持株会社という特性上、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社から当社グループの運営・業務・財政状態及び経営成績等に影響を与える重要事項の決定又は発生について、定期的又は随時に所要事項を報告するものとしております。

これに従い、グループ経営会議や日常の事業活動を通じて、重要な政策決定等の経営情報は経営戦略企画室に、社内外との広報、宣伝、IR情報、その他コミュニケーション活動に伴う情報はコーポレートコミュニケーション室に迅速に集約され、最終的に内部統制上、経営戦略企画室の統括によりこれらの情報を管理しております。

上記の報告、連絡により集約された情報は、経営戦略企画室、関係セクション、関係会社で内容の検証、チェック等を行った後、情報取扱責任者ととも代表取締役社長へ報告がなされ、取締役会による決定を必要とする事項、取締役会において報告すべき事項については、取締役会に上程されます。

なお、適正な情報のチェック、管理について、必要に応じて社外専門家のアドバイスを得ております。

会社の支配に関する基本方針

a. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容及び当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

b. 基本方針の実現に資する取組み

・当社の企業価値向上に向けた取組み

当社は、企業理念の下、酒類や酵素医薬品の分野において、普遍概念「顧客志向」「収益志向」を両軸として、「将来価値の共創」に向けた取組みを実行してまいりました。また、当社は、長期ビジョン「NEXT100」を策定し、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを進めております。

当社は、かかる長期ビジョン「NEXT100」を着実に実行していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に繋がるものと考えております。

・不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルールの取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、平成28年3月23日の第109回定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない(廃止する)こととさせていただきます。

なお、当社は、本大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は本大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

c. 基本方針の実現に資する取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記bに記載した取組みは、いずれも、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上を目的とするものであります。その結果として、当社の企業価値及び株主の共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものとなり、前記aに記載の基本方針に沿うものであると考えます。

また、当該取組みは、当社の企業価値を向上させるものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とし、取締役の選任決議は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、各役員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	地位	出席状況
西永 裕司	代表取締役社長	100% (15回 / 15回)
長井 幸夫	取締役会長	100% (3回 / 3回)
菅原 栄司	取締役	100% (3回 / 3回)
岡田 英明	取締役	100% (12回 / 12回)
田中 直子	取締役	100% (12回 / 12回)
尾崎 行正	社外取締役	100% (15回 / 15回)
齋藤 忠夫	社外取締役	93% (14回 / 15回)
大鹿 麗子	社外取締役	100% (15回 / 15回)
中瀬 縁	常勤監査役	100% (15回 / 15回)
小野 隆良	社外監査役	100% (15回 / 15回)
西廣 陽子	社外監査役	100% (12回 / 12回)

- (注) 1 長井幸夫及び菅原栄司の両氏は令和7年3月24日開催の第118回定時株主総会において退任したため、退任までの期間に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
- 2 岡田英明、田中直子及び西廣陽子の各氏は令和7年3月24日開催の第118回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
- 3 大鹿麗子氏は令和7年3月24日開催の第118回定時株主総会において監査役を辞任した後、取締役に選任され、就任しております。そのため、記載しております出席回数のうち12回が社外取締役としての出席回数であり、令和7年3月24日以前に開催された3回の取締役会においては社外監査役として出席しております。

当事業年度の取締役会における具体的な審議内容は以下のとおりです。

	内容
経営戦略関連	令和8年度グループ経営方針等
ガバナンス関連	取締役会実効性評価、業務分掌規程・グループ会社管理規程改定等
決算・財務関連	決算短信、有価証券報告書等の承認
人事関連	人事・役員報酬に関する事項等
資本政策関連	自己株式取得等
個別案件	グループ行動指針やグループ調達基本方針、 カスタマーハラスメントに対する基本方針等の決定、 他社株式取得、役員賠償責任保険の更新、社宅制度廃止の決定、 サイバーセキュリティ対策、カーボンニュートラルの取組み報告、 「社長と語る会」報告等

指名・報酬委員会の活動状況

当社は、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会の委員は、3名以上で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。また、同委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定しております。

なお、指名・報酬委員会は、当事業年度において2回開催しており、各委員の出席状況は次のとおりであります。

	氏名	地位	出席状況
委員長	尾崎 行正	社外取締役	100% (2回 / 2回)
委員	西永 裕司	代表取締役社長	100% (2回 / 2回)
委員	齋藤 忠夫	社外取締役	100% (2回 / 2回)
委員	大鹿 麗子	社外取締役	100% (1回 / 1回)

(注) 大鹿麗子氏は令和7年3月に就任したため、就任後に開催された指名・報酬委員会への出席状況を記載しております。

指名・報酬委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・ 当社の株主総会に提出する取締役及び監査役の選任及び解任に関する議案の内容
- ・ 当社の代表取締役及び役付取締役の選定及び解職
- ・ 当社の取締役の報酬等に関する方針及び制度
- ・ 当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・ 当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

(2) 【役員の状況】

役員一覧

(イ) 令和8年3月19日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性5名 女性4名 (役員のうち女性の比率44%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 グループ経営全般、 中期経営戦略策定委員会委員長、 CSR・コンプライアンス委員会委 員長	西 永 裕 司	昭和40年2月7日生	昭和63年8月 当社入社 平成19年2月 合同酒精株式会社執行役員経営企画 部長、総務部長 平成20年2月 当社経営戦略企画室部長 平成22年2月 当社グループ管理部門担当、経営戦 略企画室長 平成22年3月 当社取締役 合同酒精株式会社取締役経営企画部 長 平成23年2月 当社グループ総務・管理部門担当、 中期経営戦略策定委員会事務局長 平成27年2月 合同酒精株式会社統括管理本部長 平成27年3月 当社代表取締役社長(現)、当社グ ループ経営全般(現)、中期経営戦略 策定委員会委員長(現)、CSR委員会 (現)CSR・コンプライアンス委員会)委 員長(現) 合同酒精株式会社代表取締役副会長 平成28年3月 合同酒精株式会社代表取締役社長 (現) 平成28年12月 指名・報酬委員会委員長 令和3年2月 指名・報酬委員会委員(現) [他の会社の代表状況] 株式会社オエノンアセットコーポレーション代表取 締役社長、合同酒精株式会社代表取締役社長	(注)3	209,600
取締役	岡 田 英 明	昭和48年1月11日生	平成9年4月 当社入社 平成31年2月 合同酒精株式会社生産本部副本部長 令和6年2月 合同酒精株式会社執行役員(現) 令和7年2月 合同酒精株式会社生産本部長(現) 令和7年3月 同社取締役 当社取締役(現) 令和8年3月 合同酒精株式会社常務取締役(現)	(注)3	3,800
取締役	田 中 直 子	昭和46年8月3日生	平成7年4月 当社入社 平成29年2月 合同酒精株式会社営業本部副本部長 令和2年2月 当社コーポレートコミュニケーション 室長(現) 令和7年3月 当社取締役(現)	(注)3	15,600
取締役 指名・報酬委員会委員長	尾 崎 行 正	昭和34年9月2日生	平成元年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)尾 崎法律事務所入所 平成4年12月 米国ウイスコンシン大学ロー・ス クール、マスタ・オブ・アーツ・イ ン・リーガル・インスティテュート 授位 平成5年1月 米国ウイスコンシン州、ゴッドフ リー アンド カーン法律事務所およ びニューヨーク州、ニューヨーク 市、ケイ・ショーラ・フィアマン・ ヘイズ アンド ハンドラー法律事務 所勤務 平成5年8月 尾崎法律事務所弁護士(現) 平成27年3月 当社取締役(現) 平成28年12月 当社指名・報酬委員会委員 平成29年4月 日本弁護士連合会常務理事および第 一東京弁護士会副会長 令和3年2月 当社指名・報酬委員会委員長(現)	(注)3	27,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	齋藤 忠夫	昭和27年8月12日生	昭和50年4月 協同乳業株式会社入社 昭和55年4月 東北福祉大学嘱託助手、福島学院大学非常勤講師 昭和57年3月 東北大学大学院農学研究科博士課程修了(農学博士) 昭和57年4月 東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科助手 昭和63年1月 米国ブランダイス大学生化学部博士研究員 平成元年4月 東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科専任講師 平成元年11月 東北大学農学部助教授 平成8年4月 東北大学大学院農学研究科准教授 平成13年4月 東北大学大学院農学研究科生物産業創成科学専攻教授 平成23年1月 日本酪農科学会(JDSA)会長 平成23年8月 アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)副会長 平成24年4月 東北大学総長特別補佐(企画担当) 平成25年9月 アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)会長 平成28年3月 当社取締役(現) 平成28年10月 日本農芸化学会(JSBBA)フェロー(現) 平成28年12月 当社指名・報酬委員会委員(現) 平成29年9月 アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)日本代表理事 平成30年4月 東北大学名誉教授(現) 平成31年1月 日本酪農科学会(JDSA)顧問(現) 令和元年7月 アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)フェロー(現) 令和3年4月 応用薬理研究会理事(現) 令和3年6月 Jミルク国際委員会委員長(現) 令和4年6月 国際酪農連盟日本委員会(JIDF)会長(現) 令和5年7月 日本乳酸菌学会(JSLAB)名誉会員(現)	(注)4	27,500
取締役	大鹿 麗子	昭和33年7月12日生	昭和57年4月 株式会社市況情報センター(現株式会社QUICK)入社 平成28年4月 同社法務・リスク管理担当執行役員 平成29年4月 同社法務・リスク管理担当常務執行役員 平成31年4月 同社法務担当常務執行役員 令和4年4月 東京家庭裁判所調停委員(現) 令和5年3月 当社監査役 令和7年3月 当社取締役(現)、当社指名・報酬委員会委員(現) 令和8年1月 東京簡易裁判所司法委員(現)	(注)3	2,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	中瀬 縁	昭和44年12月14日生	平成5年6月 ロイヤル株式会社(現ロイヤルホールディングス株式会社)入社 平成15年10月 株式会社ジー・エイチ・エフ・マネジメント入社 平成17年11月 合同酒精株式会社入社 令和3年2月 当社監査室長 令和5年3月 当社監査役(現)	(注)5	10,800
監査役	小野 隆 良	昭和31年3月23日生	昭和53年4月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 昭和56年3月 公認会計士登録 平成4年7月 同法人社員 平成20年7月 同法人シニアパートナー 平成29年7月 小野公認会計士事務所所長(現) 平成31年3月 当社監査役(現)	(注)5	10,400
監査役	西 廣 陽 子	昭和46年11月20日生	平成20年12月 弁護士登録(東京弁護士会所属)日比谷ステーション法律事務所入所 平成25年5月 松尾千代田法律事務所(現本多・松尾・吉田法律事務所)入所(現) 令和2年6月 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員(現) 令和4年4月 東京弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長 令和5年3月 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事 令和7年3月 当社監査役(現)	(注)6	300
計					308,000

- (注) 1 取締役のうち尾崎行正氏、齋藤忠夫氏、大鹿麗子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち小野隆良氏、西廣陽子氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役のうち齋藤忠夫氏以外の任期は、令和8年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 取締役のうち齋藤忠夫氏の任期は、令和7年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、令和8年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。前任者の任期は、令和4年12月期に係る定時株主総会終結の時から、令和8年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
石川 純 夫	昭和38年4月27日生	昭和63年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成10年8月 同法人社員 平成22年7月 同法人シニアパートナー 平成29年7月 石川純夫公認会計士事務所所長(現)	

(口) 令和8年3月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役6名選任の件」及び「定款一部変更の件(取締役の任期を2年から1年に変更)」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

男性4名 女性5名 (役員のうち女性の比率55%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 グループ経営全般、 中期経営戦略策定委員会委員長、 CSR・コンプライアンス委員会委員長	西 永 裕 司	昭和40年2月7日生	昭和63年8月 当社入社 平成19年2月 合同酒精株式会社執行役員経営企画部長、総務部長 平成20年2月 当社経営戦略企画室部長 平成22年2月 当社グループ管理部門担当、経営戦略企画室長 平成22年3月 当社取締役 合同酒精株式会社取締役経営企画部長 平成23年2月 当社グループ総務・管理部門担当、中期経営戦略策定委員会事務局長 平成27年2月 合同酒精株式会社統括管理本部長 平成27年3月 当社代表取締役社長(現)、当社グループ経営全般(現)、中期経営戦略策定委員会委員長(現)、CSR委員会(現)CSR・コンプライアンス委員会委員長(現) 合同酒精株式会社代表取締役副会長 平成28年3月 合同酒精株式会社代表取締役社長(現) 平成28年12月 指名・報酬委員会委員長 令和3年2月 指名・報酬委員会委員(現) [他の会社の代表状況] 株式会社オエノンアセットコーポレーション代表取締役社長、合同酒精株式会社代表取締役社長	(注)3	209,600
取締役	岡 田 英 明	昭和48年1月11日生	平成9年4月 当社入社 平成31年2月 合同酒精株式会社生産本部副本部長 令和6年2月 合同酒精株式会社執行役員(現) 令和7年2月 合同酒精株式会社生産本部長(現) 令和7年3月 同社取締役 当社取締役(現) 令和8年3月 合同酒精株式会社常務取締役(現)	(注)3	3,800
取締役	田 中 直 子	昭和46年8月3日生	平成7年4月 当社入社 平成29年2月 合同酒精株式会社営業本部副本部長 令和2年2月 当社コーポレートコミュニケーション室長(現) 令和7年3月 当社取締役(現)	(注)3	15,600
取締役 指名・報酬委員会委員長	尾 崎 行 正	昭和34年9月2日生	平成元年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)尾崎法律事務所入所 平成4年12月 米国ウィスコンシン大学ロー・スクール、マスタ・オブ・アーツ・イン・リーガル・インスティテュート授位 平成5年1月 米国ウィスコンシン州、ゴッドフリー アンド カーン法律事務所およびニューヨーク州、ニューヨーク市、ケイ・ショウラ・フィアマン・ヘイズ アンド ハンドラー法律事務所勤務 平成5年8月 尾崎法律事務所弁護士(現) 平成27年3月 当社取締役(現) 平成28年12月 当社指名・報酬委員会委員 平成29年4月 日本弁護士連合会常務理事および第一東京弁護士会副会長 令和3年2月 当社指名・報酬委員会委員長(現)	(注)3	27,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	大 鹿 麗 子	昭和33年7月12日生	昭和57年4月 株式会社市況情報センター（現株式会社QUICK）入社 平成28年4月 同社法務・リスク管理担当執行役員 平成29年4月 同社法務・リスク管理担当常務執行役員 平成31年4月 同社法務担当常務執行役員 令和4年4月 東京家庭裁判所調停委員（現） 令和5年3月 当社監査役 令和7年3月 当社取締役（現）、当社指名・報酬委員会委員（現） 令和8年1月 東京簡易裁判所司法委員（現）	(注) 3	2,500
取締役	鈴 木 チ セ	昭和37年4月10日生	昭和62年4月 農林水産省入省（農林水産技官）食品総合研究所研究員 平成元年4月 米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校微生物学部客員研究員 平成6年9月 東京大学にて学位取得（農学博士） 平成7年4月 農林水産省食品総合研究所応用微生物部主任研究員 平成16年6月 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構畜産草地研究所品質開発部微生物利用研究室長 平成26年4月 東京大学大学院農学生命科学研究科応用動物専攻連携教員（准教授） 平成30年4月 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産物研究領域長 令和3年4月 日本大学生物資源科学部教授（現） 令和8年3月 当社取締役（現）	(注) 3	
常勤監査役	中 瀬 緑	昭和44年12月14日生	平成5年6月 ロイヤル株式会社（現ロイヤルホールディングス株式会社）入社 平成15年10月 株式会社ジー・エイチ・エフ・マネジメント入社 平成17年11月 合同酒精株式会社入社 令和3年2月 当社監査室長 令和5年3月 当社監査役（現）	(注) 4	10,800
監査役	小 野 隆 良	昭和31年3月23日生	昭和53年4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 昭和56年3月 公認会計士登録 平成4年7月 同法人社員 平成20年7月 同法人シニアパートナー 平成29年7月 小野公認会計士事務所所長（現） 平成31年3月 当社監査役（現）	(注) 4	10,400
監査役	西 廣 陽 子	昭和46年11月20日生	平成20年12月 弁護士登録（東京弁護士会所属）日比谷ステーション法律事務所入所 平成25年5月 松尾千代田法律事務（現本多・松尾・吉田法律事務所）入所（現） 令和2年6月 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員（現） 令和4年4月 東京弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長 令和5年3月 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事 令和7年3月 当社監査役（現）	(注) 5	300
計					280,500

- (注) 1 取締役のうち尾崎行正氏、鈴木チセ氏、大鹿麗子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち小野隆良氏、西廣陽子氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、令和8年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、令和8年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。前任者の任期は、令和4年12月期に係る定時株主総会終結の時から、令和8年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
----	------	----	--------------

石川 純 夫	昭和38年4月27日生	昭和63年10月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
		平成4年3月	公認会計士登録
		平成10年8月	同法人社員
		平成22年7月	同法人シニアパートナー
		平成29年7月	石川純夫公認会計士事務所所長(現)

社外取締役及び社外監査役の状況

・社外取締役及び社外監査役の機能・役割等

提出日(令和8年3月19日)現在、当社の社外取締役は3名であり、社外取締役尾崎行正氏、齋藤忠夫氏、大鹿麗子氏と当社との間には特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の関係はありません。

社外取締役尾崎行正氏、齋藤忠夫氏、大鹿麗子氏と当社との間には利害関係はなく、現経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会における意思決定の適正性・妥当性を確保するために有効な助言・指摘を行っております。

令和8年3月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役6名選任の件」及び「定款一部変更の件(取締役の任期を2年から1年に変更)」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は3名となり、社外取締役尾崎行正氏、大鹿麗子氏、鈴木チセ氏と当社との間には特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の関係はありません。

社外取締役尾崎行正氏、大鹿麗子氏、鈴木チセ氏と当社との間には利害関係はなく、現経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会における意思決定の適正性・妥当性を確保するために有効な助言・指摘を行っております。

当社の社外監査役は2名であり、社外監査役小野隆良氏及び西廣陽子氏は、「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(2)役員の状況」に記載のとおり、当社の株式を有しておりますが、当社との間の資本的関係は軽微であり、また、当社との間に、特記すべき人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、次のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準をもとに社外取締役、社外監査役を選任しております。社外取締役、社外監査役は、この基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社は、ガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役(以下、総称して「社外役員」という)候補者本人及び本人が帰属する企業・団体と当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という)との間に、下記の独立性要件を設ける。当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者(注1)又は過去において当社グループの業務執行者であった者

注1:「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

2. 当社の現在の主要な株主(注2)又はその業務執行者もしくは当社グループが現在主要な株主である会社の業務執行者

直近3年間において、当社の現在の主要な株主又はその業務執行者であった者

注2:「主要な株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。

3. 当社グループの主要な取引先(注3)又はその業務執行者

直近3年間において、当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者

注3:「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先(その親会社及び重要な子会社等を含む。)の連結売上高2%以上を占めている企業をいう。

4. 当社グループから多額の寄付(注4)を受けている者(当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- 注4:「多額の寄付」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で1,000万円又は当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。
5. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
6. 直近3年間において、当社グループの会計監査人である監査法人の内当社グループの監査業務の主要な担当社員等(注5)であった者
- 注5:「監査業務の主要な担当社員等」とは、次の者をいう。
- (1) 監査業務の業務執行責任者
- (2) 監査業務に係る審査を行う者
- (3) その他、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者
7. 上記6に該当しない公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門的サービスを提供する者であって、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注6)を得ている者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、その団体に所属する者)
- 注6:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者(但し、使用人については重要な使用人(注7)に限る)の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者
- 注7:「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。

社外取締役及び社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、必要に応じて監査室と会合を開催し、情報交換又は内部監査及び内部統制の評価の実施状況に関する報告を受けております。また、社外監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役等からの業務報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧等によって監査役監査を実施しているほか、監査役会への出席等を通じて常勤監査役との情報共有に努めております。さらに、財務報告に関する計算関係書類について、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する等の相互連携を図っております。

社外監査役は、業務監査の一環として監査室と連携し、その中立的・客観的立場から当社の内部統制の整備及び運用状況並びにその検証について監視しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

(イ)組織・人員

- a. 当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の合計3名で構成されております。なお、各監査役の経験等は次のとおりであります。

役職名	氏名	経験等
常勤監査役 (監査役会議長)	中瀬 縁	当社の監査室の責任者としての業務経験及び当社グループにおいて商品企画、調達、品質安全保証に携わるなど幅広い業務経験を積んでおります。
社外監査役	小野 隆良	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役	西廣 陽子	弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。

- b. 監査役会は、監査役会及び監査役の職務を補助するために監査役室を設置しております。監査環境の適時整備を実施し、執行部門からの独立性が確保された体制で運営するため専任のスタッフ1名を配置しております。

(ロ)監査役会の活動状況

- a. 監査役会は、取締役会の前に月次開催されるほか、必要に応じ随時開催されます。常勤監査役が把握した重要事項等については社外監査役に適時に情報提供や意見交換を実施しております。各監査役が、日ごろから十分な検討に基づいた意見表明を行い、審議することで、より多角的な視点で取締役の職務執行を監査できる体制

で運営しております。

- b. 監査役会資料は、事前に内容を検討する時間が確保できるよう、少なくとも2日前までには各監査役に提供されております。監査役会では、常勤監査役が補足説明を行い、社外監査役からの質疑に応じ、不明な点については、関連資料の収集や追加調査を実施し、情報提供を行っております。

当事業年度は16回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	出席状況(出席率)
中瀬 縁	16回 / 16回 (100%)
小野 隆良	16回 / 16回 (100%)
西廣 陽子(注)	12回 / 12回 (100%)

(注) 西廣陽子氏は第118回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、就任後に開催された出席状況を記載しております。

- c. 当事業年度における監査役会の主な議題は、以下のとおりであります。

- <決議事項> 監査役会議長の選出、常勤監査役の選定、監査役監査計画、会計監査人の報酬についての同意
監査役並びに補欠監査役選任議案に関する同意、会計監査人の再任、
会計監査人からの監査報告書受領、監査役会監査報告書の作成と提出等
- <報告事項> 取締役会議案、会計監査人の監査計画及び監査結果、常勤監査役の活動報告等
- <協議事項> 監査役職務分担、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針等

(八) 監査役の活動状況

a. 常勤監査役及び社外監査役の活動

常勤監査役は、当社での幅広い部門での実務経験と情報収集力を生かし、重層的に取締役会活動のモニタリングを実施し、必要な確認や意見表明を実施しております。社外監査役は、専門的な知見と社外での実務経験を活かしたフレッシュな視点で監査し、意見表明を実施しております。

b. 監査方針

各監査役は、これまでに培った知識及び経験を活かし、監査を実施し、法令・社内規程等の遵守状況を確認するとともに、不祥事の発生防止及び発生時の早期対応・再発防止に向けた体制整備について、取締役会等に対し必要な提言や助言を行う。

c. 重点監査事項

法令等遵守体制

中期経営計画及び事業運営方針の遂行

重要な取組み事項の進捗状況

内部統制システムの整備・運用状況

重要設備・資産の管理と運用状況

品質維持・安心安全に関する事項

d. 職務分担と活動実績

監査役の常勤、社外別に実施した主な活動内容は以下のとおりで、それぞれの実施した活動に○印を付しております。印は一部重要な案件等について必要に応じて社外監査役も参画して実施しております。

活動内容	活動実績	常勤	社外
取締役会への出席	確認すべき事項について質問や助言を実施した。	○	○
C S R・コンプライアンス委員会への出席	対処すべき事項について助言を行った。	○	○
部門別グループ運営会議等への出席	グループ全体の課題について確認や助言を実施した。	○	
代表取締役との面談（年2回）	経営課題や方針についてより詳細な意見交換ができた。	○	○
社外取締役との意見交換（年2回）	情報提供をし、質疑応答を行った。	○	○
取締役、室長等との面談	新任監査役のための事業説明を依頼。理解を深めるための質疑を行った。	○	○
子会社等の監査役からの監査の概要及び結果の報告	書面による報告を求め、進捗確認を実施した。	○	
子会社等の取締役、事業部長等との面談	経営課題等をヒアリングし、必要に応じて助言を行った。	○	
当社グループ各社の部門及び拠点での調査	新規設備や物件の实在性や利用状況を確認した。	○	
稟議書、その他重要書類の閲覧	日常的な活動をモニタリングし、課題については個別に確認した。	○	
子会社の重要会議への出席	各社特有の課題について確認や助言を行った。	○	
監査室から監査報告（年4回）	リスクの兆候を共有し、改善への後押しを行った。	○	○

e. 社外取締役との連携

社外取締役には、当社の事業状況や監査役監査活動で得た情報を提供し、取締役会における助言や監督機能が十分に果たせるよう連携強化を図っております。

f. 監査室との連携

監査室から担当取締役に対して改善を要請した事項については、監査役がその対応状況を監査役監査においてモニタリングするとともに、必要に応じて重要会議等において意見を表明し、内部監査の実効性の確保に努めております。

g. 会計監査人との連携

各監査役は、財務報告の信頼性を確保するため会計監査人と活発な意見交換を行い、不正や誤謬が発生するリスクの低減に努めております。

会計監査人との連携に関する主な活動内容は以下のとおりで、常勤、社外別に実施した主な活動に○印を付しております。

活動内容	常勤	社外
会計監査人からの報告及び意見交換（年7回） 監査計画、決算レビュー、期中監査報告、品質管理、期末監査報告、K A M検討	○	○
経理部門と会計監査人との決算関連事項会議への出席	○	
重要拠点の期末現地棚卸立会の視察	○	

会計監査人からの報告においては、監査室室長が出席し、監査関連事項について共有し、連携を図っております。

h. K A Mの決定

監査上の主要な検討事項（K A M）については、前年の監査結果及び当事業で想定されるリスクや外的環境の変化を勘案し、会計監査人が候補とした事項、その理由及び手続きについて説明を受け、意見交換を行い決定しております。

内部監査の状況

当社は、当社及び当社グループ会社における経営諸活動の全般にわたる管理・運営体制及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供、並びに改善・合理化への助言・提案等を通じて、会社財産の保全と経営効率の向上を図り、社業の発展に寄与することを目的として、内部監査部門である監査室を設置しております。監査室は、5名で構成されております。

監査室の監査は、客観的視点を基本とし、事業活動から独立した立場で実施するものとしております。内部監査は、内部監査規程に従い、当社グループ全社に対してコンプライアンス監査、業務監査及び内部統制監査等を実施しております。監査室長は、監査結果を代表取締役社長、監査担当取締役及び監査役へ報告し、監査対象に対して改善計画書の提出を求め、実施状況の確認をしております。また、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

監査室は、監査役及び会計監査人とは、必要に応じて会合を開催して情報交換等を行い、常に連携を保っております。また、グループ各社への内部監査実施毎の監査役への監査報告書の提出、監査役の依頼に基づく内部監査の実施、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役と常に連携を保っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

54年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記を超える可能性があります。

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。なお、筆頭業務執行社員については連続して5会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

c. 業務を執行した公認会計士

石田 大輔

小宮 正俊

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他19名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、監査法人の選定に関し、公益社団法人日本監査役協会が定めた「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に評価を行い、検討したうえで選定する方針としております。本方針に基づき、適正な会計監査業務が行われていると判断し、EY新日本有限責任監査法人の再任を決議いたしました。

なお、監査法人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会で定めた「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役及び監査役会は、監査法人や当社関係部門から監査業務の遂行状況や品質管理に関する外部機関の評価等について報告を受け、監査法人の品質管理の状況、監査チームの独立性・専門性、監査報酬の水準・内容、監査役・経営者等とのコミュニケーションの状況、不正リスクへの対応等の評価を行いました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	46		46	
連結子会社	36		37	
計	82		84	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社				
連結子会社				1
計				1

当連結会計年度における連結子会社の非監査業務の内容は、酵素セグメントに関する税務アドバイザー業務等であります。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議した上で、当社グループの事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

決定方針及び決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、優秀な人材の確保並びに当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた動機付けとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬水準は、同業他社や経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、イ．基本報酬、ロ．短期の業績連動報酬としての賞与、ハ．中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しております。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役に対する退職慰労金制度は設けておりません。

イ．基本報酬

月例の固定報酬とし、役位・責任等に応じて決定しております。

ロ．短期の業績連動報酬としての賞与

役員・責任等や連結経常利益に応じて算出された額を、毎年の定時株主総会日に支給しております。

連結経常利益を賞与の額の算定の基礎とした業績指標とし、短期インセンティブの特徴を際立たせております。

当連結会計年度の連結経常利益は4,291百万円（当初予想値3,650百万円）となりました。

ハ．中長期の業績連動報酬としての株式報酬

当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭とし、役位・責任等や連結ROE及び連結経常利益の実績水準に応じて決定しております。

株式報酬の支給は、原則として役員の退任時としております。算出の基礎となるポイントに関しては、毎年の定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、毎年の定時株主総会日に「1ポイント＝1株」相当のポイントを付与しております。

当連結会計年度の連結ROEは12.5%（当初予想値11.1%）、連結経常利益は4,291百万円（当初予想値3,650百万円）となりました。

基本報酬：賞与：株式報酬の支給割合は、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値向上に向けた動機付けとして機能するよう、概ね4：1：1の割合となるように設計しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定方法及び当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

（指名・報酬委員会）

当社は、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任しております。

指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役及び監査役の選任及び解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役及び役付取締役の選定及び解職
- ・当社の取締役の報酬等に関する方針及び制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容

・ 当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

指名・報酬委員会は、代表取締役西永裕司、独立社外取締役尾崎行正、独立社外取締役齋藤忠夫、独立社外取締役大鹿麗子で構成しております。指名・報酬委員会の委員長には、独立社外取締役の尾崎行正が選定されております。

指名・報酬委員会は、同業他社や経済・社会情勢等を踏まえ、取締役から諮問された事項である報酬制度、各取締役の報酬額を審議し、承認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議内容

取締役の報酬等限度額は、平成19年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

上記報酬等の額の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、平成29年3月23日開催の第110回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。

監査役の報酬等限度額は、平成19年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

定款上の役員の員数は、取締役は10名以内、監査役は4名以内であります。

取締役会、指名・報酬委員会の報酬決定に関する具体的内容

当連結会計年度の役員の報酬等は、以下のとおり審議・決定いたしました。

令和8年2月24日：指名・報酬委員会において、役員報酬額案の承認

令和8年3月19日：取締役会において、指名・報酬委員会で承認された役員報酬額案に従い、役員報酬を支給することを決議

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	93	54	22	16	5
監査役 (社外監査役を除く。)	8	8	-	-	1
社外役員	50	50	-	-	5

(注) 当事業年度末の取締役は6名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の 総額(百万円)	連結報酬等の種類別の総額(百万円)		
				固定報酬	賞与	業績連動 報酬
西永 裕司	代表取締役社長	提出会社	105	39	12	12
	代表取締役社長	合同酒精株式会社		28	6	-
	取締役会長	福德長酒類株式会社		2	0	-
	取締役等	その他の連結子会社3社		2	-	-
	取締役	持分法適用関連会社1社		0	0	-

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社の事業運営において、取引がある先の株式を純投資目的以外の目的である投資株式と考えており、それ以外の株式は純投資目的の株式と考えております。

なお、令和7年12月末時点において純投資目的で保有する株式はございません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社グループの取引関係を維持・強化し、中長期的な企業価値向上につなげることを目的として、政策的に必要であると判断した場合、上場会社の株式を保有することがあります。

当社は、毎年取締役会において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やコストが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有意義を検証し、保有が取引関係の維持・強化を通じて当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合は、保有を継続することとしております。また、保有意義が薄れた株式については、当該会社の状況を勘案した上で、段階的に売却を進めることとしております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	99
非上場株式以外の株式	12	2,750

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	32	取引先との関係の維持・強化のため。
非上場株式以外の株式	1	2	持株会継続加入のため。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
山崎製パン(株)	253,000	253,000	酒類セグメントにおける販売先であり、取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	833	744		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	239,000	239,000	主要な取引金融機関として、資金の安定調達等の維持・強化のため保有しております。	無 (注) 2
	595	441		
S O M P Oホールディングス(株)	78,750	78,750	保険調達等の取引関係の維持・強化のため保有しております。株式数の増加は、株式の分割によるものであります。	無
	420	324		
(株)みずほフィナンシャルグループ	52,700	52,700	主要な取引金融機関として、資金の安定調達等の維持・強化のため保有しております。	無 (注) 3
	300	204		
(株)北洋銀行	257,000	257,000	主要な取引金融機関として、資金の安定調達等の維持・強化のため保有しております。	有
	217	117		
(株)巴コーポレーション	78,000	78,000	不動産セグメントの取引先として、取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	158	77		
(株)三越伊勢丹ホールディングス	37,400	37,400	酒類セグメントにおける販売先であり、取引関係の維持・強化のため保有しております。	無
	85	102		
第一生命ホールディングス(株) (注) 5	52,000	13,000	保険調達、人事制度の支援、資金の安定調達等の維持・強化のため保有しております。	無 (注) 4
	67	55		
(株)大庄	31,800	31,800	酒類セグメントにおける販売先であり、取引関係の維持・強化のため保有しております。	無
	36	34		
チムニー(株)	18,533	16,510	酒類セグメントにおける販売先であり、取引関係の維持・強化のため保有しております。 なお、取引先持株会において継続的に取得しているため、株式数が増加しております。	無
	23	20		
(株)ヴィア・ホールディングス	100,094	100,094	酒類セグメントにおける販売先であり、取引関係の維持・強化のため保有しております。	無
	10	13		
雪印メグミルク(株)	200	200	酒類セグメントにおける販売先であり、取引関係の維持・強化のため保有しております。	無
	0	0		

(注) 1 定量的な保有効果は記載が困難であるため、記載しておりませんが、配当利回り等の当社への便益から取締役会において保有の合理性を検証しております。

2 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)及び三菱UFJ e スマート証券(株)が当社株式を保有しております。

3 (株)みずほフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)みずほ銀行及びみずほ証券(株)が当社株式を保有しております。

4 第一生命ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である第一生命保険(株)が当社株式を保有しております。

5 第一生命ホールディングス(株)は令和7年3月31日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組として、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構や監査法人の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行い、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	887	884
受取手形及び売掛金	1, 4 16,733	1, 4 19,727
商品及び製品	6,880	7,066
仕掛品	273	267
原材料及び貯蔵品	1,110	1,087
前払費用	97	125
その他	204	331
貸倒引当金	13	17
流動資産合計	26,175	29,473
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,807	29,649
減価償却累計額	20,358	20,638
建物及び構築物（純額）	9,449	9,011
機械装置及び運搬具	35,872	36,512
減価償却累計額	30,787	31,512
機械装置及び運搬具（純額）	5,084	5,000
工具、器具及び備品	1,690	1,723
減価償却累計額	1,450	1,450
工具、器具及び備品（純額）	239	272
土地	9,546	9,518
リース資産	163	293
減価償却累計額	64	118
リース資産（純額）	98	174
建設仮勘定	39	56
有形固定資産合計	2, 5 24,458	2 24,033
無形固定資産		
のれん	1	-
ソフトウェア	350	238
その他	77	76
無形固定資産合計	429	314
投資その他の資産		
投資有価証券	6 3,654	6 4,361
長期前払費用	200	437
繰延税金資産	590	467
その他	235	166
貸倒引当金	5	19
投資その他の資産合計	4,675	5,413
固定資産合計	29,563	29,762
資産合計	55,739	59,235

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 4,928	1 5,136
電子記録債務	1,905	2,250
短期借入金	2 1,850	2 1,950
リース債務	43	88
未払金	4,753	5,247
未払費用	185	198
未払酒税	8,249	8,774
未払消費税等	1,032	1,192
未払法人税等	634	821
預り金	350	365
賞与引当金	66	64
役員賞与引当金	39	35
株主優待引当金	24	19
設備関係支払手形	562	1 75
設備関係電子記録債務	136	221
その他	133	135
流動負債合計	24,897	26,577
固定負債		
長期借入金	2 1,200	2 600
長期預り金	3,182	3,080
リース債務	66	105
繰延税金負債	183	262
役員株式給付引当金	169	99
退職給付に係る負債	1,499	1,497
資産除去債務	41	36
その他	19	0
固定負債合計	6,363	5,682
負債合計	31,260	32,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,637	5,640
利益剰余金	12,230	14,755
自己株式	2,414	2,836
株主資本合計	22,399	24,505
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,236	1,685
繰延ヘッジ損益	104	113
退職給付に係る調整累計額	102	121
その他の包括利益累計額合計	1,238	1,677
非支配株主持分	840	793
純資産合計	24,478	26,976
負債純資産合計	55,739	59,235

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
	1	84,104	1	87,630
売上高	1	84,104	1	87,630
売上原価	2	70,139	2	72,168
売上総利益		13,964		15,462
販売費及び一般管理費	3, 4	10,516	3, 4	11,325
営業利益		3,448		4,136
営業外収益				
受取利息		0		0
受取配当金		52		77
持分法による投資利益		151		144
受取賃貸料		60		59
為替差益		30		72
雑収入		50		46
営業外収益合計		345		400
営業外費用				
支払利息		102		132
操業休止等経費		29		28
売上債権売却損		23		30
寄付金		0		34
雑損失		7		19
営業外費用合計		163		245
経常利益		3,629		4,291
特別利益				
固定資産売却益		-	5	119
投資有価証券売却益		0		4
その他		1		4
特別利益合計		1		129
特別損失				
固定資産除売却損	6	35	6	78
減損損失		-	7	194
投資有価証券評価損		1		1
その他		1		11
特別損失合計		38		286
税金等調整前当期純利益		3,592		4,134
法人税、住民税及び事業税		884		1,092
法人税等調整額		21		24
法人税等合計		863		1,067
当期純利益		2,729		3,066
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失()		0		35
親会社株主に帰属する当期純利益		2,729		3,102

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
当期純利益	2,729	3,066
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	277	449
繰延ヘッジ損益	179	14
退職給付に係る調整額	7	18
持分法適用会社に対する持分相当額	8	4
その他の包括利益合計	458	440
包括利益	3,187	3,507
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,187	3,541
非支配株主に係る包括利益	0	34

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,636	9,973	1,954	20,601
当期変動額					
剰余金の配当			471		471
親会社株主に帰属する当期純利益			2,729		2,729
自己株式の取得				460	460
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		0	2,257	460	1,798
当期末残高	6,946	5,637	12,230	2,414	22,399

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	958	83	95	779	846	22,227
当期変動額						
剰余金の配当						471
親会社株主に帰属する当期純利益						2,729
自己株式の取得						460
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	277	187	7	458	5	452
当期変動額合計	277	187	7	458	5	2,251
当期末残高	1,236	104	102	1,238	840	24,478

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,637	12,230	2,414	22,399
当期変動額					
剰余金の配当			577		577
親会社株主に帰属する当期純利益			3,102		3,102
自己株式の取得				500	500
自己株式の処分				78	78
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		3	2,524	422	2,105
当期末残高	6,946	5,640	14,755	2,836	24,505

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,236	104	102	1,238	840	24,478
当期変動額						
剰余金の配当						577
親会社株主に帰属する当期純利益						3,102
自己株式の取得						500
自己株式の処分						78
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	448	9	18	439	47	391
当期変動額合計	448	9	18	439	47	2,497
当期末残高	1,685	113	121	1,677	793	26,976

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,592	4,134
減価償却費	1,916	1,966
減損損失	-	194
のれん償却額	2	1
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	13	30
貸倒引当金の増減額（は減少）	6	18
役員株式給付引当金の増減額（は減少）	23	70
役員賞与引当金の増減額（は減少）	1	4
株主優待引当金の増減額（は減少）	3	5
受取利息及び受取配当金	52	77
支払利息	102	132
持分法による投資損益（は益）	151	144
固定資産売却益	-	119
固定資産除売却損	35	78
投資有価証券評価損	1	1
投資有価証券売却損益（は益）	0	4
売上債権の増減額（は増加）	20	2,994
棚卸資産の増減額（は増加）	97	157
仕入債務の増減額（は減少）	183	553
未払消費税等の増減額（は減少）	256	160
未払酒税の増減額（は減少）	9	524
その他	16	203
小計	5,152	4,360
利息及び配当金の受取額	118	229
利息の支払額	94	125
保険金の受取額	-	80
法人税等の支払額	895	976
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,280	3,568

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4	4
定期預金の払戻による収入	4	4
固定資産の取得による支出	1,061	1,720
固定資産の売却による収入	-	182
固定資産の除却による支出	46	16
地方自治体からの補助金による収入	38	-
投資有価証券の取得による支出	57	41
その他	177	331
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,304	1,927
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,350	100
長期借入金の返済による支出	600	600
ファイナンス・リース債務の返済による支出	29	53
自己株式の取得による支出	462	503
配当金の支払額	470	576
非支配株主への配当金の支払額	3	3
その他	1	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,917	1,644
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	58	3
現金及び現金同等物の期首残高	824	882
現金及び現金同等物の期末残高	882	879

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されています。

当該連結子会社は、合同酒精(株)、福德長酒類(株)、秋田県醗酵工業(株)、オエノンプロダクトサポート(株)、(株)ワコー、ゴータック(株)、(株)オエノンアセットコーポレーションの7社であります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

(株)サニーメイズ

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

イ 市場価格のない株式等以外のもの...時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

ロ 市場価格のない株式等...移動平均法による原価法

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

イ 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法

ロ 販売用不動産

個別法による原価法

ハ 貯蔵品

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 2年～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用の償却方法

効果継続期間内における均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積もり計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に酒類、酵素医薬品の販売を行っており、通常顧客へ製品を引き渡した時点で、製品への支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売において、顧客による検収時までの期間が国内における出荷及び配送に要する日数等に照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合には、出荷時に収益を認識しております。海外の顧客への製品の販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、製品の支配が顧客に移転したと認識した時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

イ 為替予約

繰延ヘッジ処理によっております。なお、外貨建予定取引に係る為替予約について、振当処理の要件を満た

している場合には、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

イ ヘッジ手段

為替予約取引

ロ ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

当社グループは、資産・負債の総合的管理の手段として、また金融市場の為替変動リスクに対する手段として、デリバティブ取引を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日等の同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っております。

その他

当社グループにおけるデリバティブ取引は社内規程に従って、リスクヘッジ目的に限って行っており、経営戦略企画室が専属的にその実行及び管理を行っております。

取引の実行にあたっては、当該規程に定められた目的、取引極度額の下、個々の取引について担当役員の決裁に基づいて行っております。また、日常のチェックについては経営戦略企画室内の報告及び担当役員の定期的検証により行っております。さらに取引残高、損益状況等の利用実績については、定期的に取締役会に報告がなされております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間の均等償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
繰延税金資産	590	467

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社はグループ通算制度を適用しており、当社及びグループ通算制度の適用を受ける子法人の法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に従い、通算グループ全体の将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎としております。また、当社及び連結子会社各社ごとに回収可能性が判断される繰延税金資産は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、各社ごとの将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎として計上しております。当社は当連結会計年度末において、今後の業績動向の見込みを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産及び法人税等調整額を計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産のうち、法人税及び地方法人税に係る金額は重要な割合を占めており、その回収可能性の判断の基礎となる通算グループ全体の課税所得は、合同酒精株式会社の将来の収益力に重要な影響を受けます。当該見積りは、同社の取締役会で承認された翌年度の事業計画を基礎とした翌年度以降の計画に基づいており、その主要な仮定は、酒類事業の将来の販売数量及び主要な原材料である粗留アルコールの購入価格であります。将来の販売数量は過去の実績推移、直近の販売実績及び市場環境・消費動向等を考慮して算定しており、将来の粗留アルコールの購入価格は過去の実績推移を踏まえ当連結会計年度に契約済みの粗留アルコールの購入価格及び外部

(連結貸借対照表関係)

1 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、期末残高に含まれています。

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
受取手形	25百万円	48百万円
支払手形	79	85
設備関係支払手形		15

2 担保資産及び担保付債務

財団抵当に供されている資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

財団抵当に供されている資産

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
建物	943百万円	950百万円
土地	767	767
計	1,710	1,717

担保付債務

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
短期借入金	1,250百万円	1,350百万円
長期借入金	1,800	1,200
(うち一年以内返済分)	(600)	(600)
計	3,050	2,550

3 偶発債務

(仕入契約残高)

当社グループは、粗留アルコールの調達につき、複数のサプライヤーとの間で仕入契約を締結しております。いずれも中途解約は不能であります。

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
粗留アルコール	6,931百万円	8,061百万円

4 債権流動化

債権譲渡契約に基づく債権流動化を行っております。

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	405百万円	百万円
売掛金譲渡残高	7,594	6,015
計	7,999	6,015
上記債権流動化に伴う 買戻義務限度額	1,136百万円	1,203百万円

5 圧縮記帳

国庫補助金等の受入により圧縮記帳を行っている額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
圧縮記帳額	38百万円	- 百万円

6 関連会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
投資有価証券	932百万円	920百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
	2百万円	118百万円

3 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
製品運賃保管料	3,938百万円	4,258百万円
広告宣伝費	175	189
販売促進費	263	286
役員報酬	365	322
給与・手当	1,936	2,040
賞与	825	937
役員賞与引当金繰入額	39	35
退職給付費用	154	167
福利厚生費	526	550
租税公課	357	380
業務委託費	35	26
減価償却費	245	270
賃借料	299	315
のれんの償却額	2	1

4 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
	523百万円	591百万円

5 固定資産売却益の主要な内訳

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
建物及び構築物	百万円	4百万円
土地		115
計		119

6 固定資産除売却損の主要な内訳

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
	撤去費用	26百万円		63百万円
建物及び構築物	7		10	
その他	0		4	
計	35		78	

7 減損損失の主要な内訳

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
茨城県牛久市	社宅	建物等	194百万円

当社グループは、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(事業別)を単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記社宅については、廃止の意思決定がなされたことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
	その他有価証券評価差額金			
当期発生額	398百万円		677百万円	
組替調整額	1		1	
法人税等及び税効果調整前	399		679	
法人税等及び税効果額	122		230	
その他有価証券評価差額金	277		449	
繰延ヘッジ損益				
当期発生額	257		21	
組替調整額				
法人税等及び税効果調整前	257		21	
法人税等及び税効果額	78		6	
繰延ヘッジ損益	179		14	
退職給付に係る調整額				
当期発生額	14		40	
組替調整額	4		12	
法人税等及び税効果調整前	10		28	
法人税等及び税効果額	3		10	
退職給付に係る調整額	7		18	
持分法適用会社に対する持分相当額				
当期発生額	8		4	
その他の包括利益合計	458		440	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,586,196			65,586,196

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,375,760	1,200,571		8,576,331

(注) 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当株式725,900株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される 同法第156条の規定に基づく自己株式取得による増加	1,200,000株
単元未満株式の買取りによる増加	571株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年3月22日 定時株主総会	普通株式	471	8	令和5年12月31日	令和6年3月25日

(注) 令和6年3月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金5,807千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	577	10	令和6年12月31日	令和7年3月25日

(注) 1. 令和7年3月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金7,259千円が含まれております。

2. 1株当たり配当額には記念配当2円が含まれております。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,586,196			65,586,196

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,576,331	913,513	250,100	9,239,744

(注) 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当株式475,800株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される 同法第156条の規定に基づく自己株式取得による増加	913,100株
単元未満株式の買取りによる増加	413株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役退任に伴う株式給付による減少	195,200株
金銭給付のための自己株式売却による減少	54,900株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和7年3月24日 定時株主総会	普通株式	577	10	令和6年12月31日	令和7年3月25日

- (注) 1. 令和7年3月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金7,259千円が含まれております。
2. 1株当たり配当額には記念配当2円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和8年3月23日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和8年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	625	11	令和7年12月31日	令和8年3月24日

- (注) 令和8年3月23日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金5,233千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
現金及び預金勘定	887百万円	884百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	4	4
現金及び現金同等物	882	879

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 貸手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
1年内	845	854
1年超	9,510	8,918
合計	10,355	9,772

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に酒類事業や酵素医薬品事業等を行うための設備投資計画等に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、預金等の流動性の高い金融資産に限定して運用し、また、短期的な運転資金を銀行等金融機関からの借入により、大型の設備投資資金の一部については複数の金融機関から相対借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には原材料や商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、長期借入金の一部は金利変動リスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、原材料等の輸入による買入債務の為替レートの変動によるリスクをヘッジすることを目的とした為替予約取引であり、取引の対象となる資産・負債及び取引の有するリスクを軽減することを目的としており、これら取引のリスクが経営に与える影響は重要なものではありません。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」に記載されている「(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、各社が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関に限られており、取引相手方の債務不履行による損失の発生は予想しておりません。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、原材料等の輸入による買入債務の為替レートの変動によるリスクに対して為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、経営戦略企画室が専属的にその実行及び管理を行っております。取引の実行にあたっては、当該規程に定められた目的、取引極度額の下、個々の取引について担当役員の決裁に基づき行っております。また、日常のチェックについては経営戦略企画室内の報告及び担当役員の定期検証により行っております。さらに、取引残高、損益状況の利用実績については、定期的に取締役会に報告がなされております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき、担当部署が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和6年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	2,598	2,598	
資産計	2,598	2,598	
(1)長期借入金	1,800	1,786	13
負債計	1,800	1,786	13
デリバティブ取引(*4)	142	142	

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払酒税、未払消費税等、未払法人税等、設備関係支払手形並びに設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,056

(*3) 長期預り金については主に取引保証金であり、市場価格がなく、かつ返済期限を見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の表示を行っておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
長期預り金	3,182

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（令和7年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	3,287	3,287	
資産計	3,287	3,287	
(1)長期借入金	1,200	1,185	14
負債計	1,200	1,185	14
デリバティブ取引(*4)	163	163	

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払酒税、未払消費税等、未払法人税等、設備関係支払手形並びに設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,074

(*3) 長期預り金については主に取引保証金であり、市場価格がなく、かつ返済期限を見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の表示を行っておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
長期預り金	3,080

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(令和6年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	887			
受取手形及び売掛金	16,733			
合計	17,621			

当連結会計年度(令和7年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	884			
受取手形及び売掛金	19,727			
合計	20,612			

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和6年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,250					
長期借入金	600	600	600			
リース債務	43	40	22	2	1	0

当連結会計年度(令和7年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,350					
長期借入金	600	600				
リース債務	88	69	30	4	1	

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(令和6年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,598			2,598
デリバティブ取引		142		142
資産計	2,598	142		2,740

当連結会計年度(令和7年12月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,287			3,287
デリバティブ取引		163		163
資産計	3,287	163		3,450

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（令和6年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		1,786		1,786
負債計		1,786		1,786

当連結会計年度（令和7年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		1,185		1,185
負債計		1,185		1,185

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの債務の時価については、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度（令和6年12月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,575	780	1,795
債券			
小計	2,575	780	1,795
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	22	32	9
債券			
小計	22	32	9
合計	2,598	812	1,786

(注) その他有価証券のうち非上場株式（連結貸借対照表計上額1,056百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（令和7年12月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			

株式 債券	3,262	787	2,474
小計	3,262	787	2,474
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式 債券	25	34	9
小計	25	34	9
合計	3,287	822	2,465

(注) その他有価証券のうち非上場株式(連結貸借対照表計上額1,074百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	0

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5	4	-

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

当連結会計年度において、有価証券について1百万円(その他有価証券で時価評価されていない株式1百万円)減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。また、時価のない有価証券については、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

当連結会計年度において、有価証券について1百万円(その他有価証券で時価評価されていない株式1百万円)減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。また、時価のない有価証券については、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、以下のとおりであります。

(1) 通貨関連

前連結会計年度(令和6年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
為替予約等の振当処理 (予定取引)	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,659	うち1年超	142
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,072	うち1年超	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めております。

当連結会計年度(令和7年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
為替予約等の振当処理 (予定取引)	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,192	うち1年超	163
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,375	うち1年超	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(すべて非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
	退職給付債務の期首残高	2,786		2,765
勤務費用	116		114	
利息費用	27		27	
数理計算上の差異の発生額	31		39	
退職給付の支払額	134		195	
退職給付債務の期末残高	2,765		2,672	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
	年金資産の期首残高	2,590		2,572
期待運用収益	38		38	
数理計算上の差異の発生額	46		80	
事業主からの拠出額	123		118	
退職給付の支払額	134		195	
年金資産の期末残高	2,572		2,454	

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,306	1,307
退職給付費用	108	103
退職給付の支払額	108	132
退職給付に係る負債の期末残高	1,307	1,278

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(令和6年12月31日)	(令和7年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,765	2,672
年金資産	2,572	2,454
	192	218
非積立型制度の退職給付債務	1,307	1,278
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,499	1,497

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
勤務費用	101	100
利息費用	27	27
期待運用収益	38	38
数理計算上の差異の費用処理額	4	12
簡便法で計算した退職給付費用	108	103
確定給付制度に係る退職給付費用	203	205

(注) 確定給付企業年金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
数理計算上の差異	10	28

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(令和6年12月31日)	(令和7年12月31日)
未認識数理計算上の差異	147	176

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(令和6年12月31日)	(令和7年12月31日)
債券	10%	8%
株式	54%	57%
一般勘定	9%	10%
短期資金	27%	25%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表している。)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%

(注) 予想昇給率は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに令和4年6月30日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度63百万円、当連結会計年度64百万円でありました。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
< 繰延税金資産 >		
未確定拡売費	297百万円	327百万円
棚卸資産評価損	116	139
未払事業税	45	55
未実現固定資産売却損益	1,130	1,130
未実現有価証券等売却損益	42	42
ゴルフ会員権評価減	31	32
退職給付に係る負債	471	483
役員退職慰労引当金	17	-
税務上の繰越欠損金	240	140
減損損失	332	372
事業再編損失	126	105
その他	242	244
繰延税金資産小計	3,094	3,073
評価性引当額	741	645
繰延税金資産合計	2,353	2,427
< 繰延税金負債 >		
連結会社全面時価評価	1,108	1,141
土地圧縮積立金	220	227
償却資産圧縮積立金	9	8
その他有価証券評価差額金	547	777
その他	60	68
繰延税金負債合計	1,946	2,222
< 繰延税金資産(負債)の純額 >	406	205

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	0.7
住民税均等割額	0.9	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.1
評価性引当額	4.5	1.5
特別減税額	2.8	3.7
その他	1.1	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.0	25.8

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和9年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 令和3年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用ホテル等の賃貸等不動産を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は634百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は営業費用に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は807百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	6,231	5,976
	期中増減額	254	183
	期末残高	5,976	5,793
期末時価		22,862	23,208

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費275百万円。当連結会計年度の主な減少額は減価償却費264百万円であります。

3 期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、もしくは一定の評価額や指標を用いて調整した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益及びその他の収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	酒類	酵素 医薬品	不動産	計		
焼酎	36,274			36,274		36,274
チューハイ	16,933			16,933		16,933
販売用アルコール	13,519			13,519		13,519
国内酵素医薬品		1,544		1,544		1,544
輸出酵素医薬品		2,610		2,610		2,610
その他	11,987			11,987	88	12,076
顧客との契約から生じる収益	78,715	4,155		82,870	88	82,959
その他の収益			1,144	1,144		1,144
外部顧客への売上高	78,715	4,155	1,144	84,015	88	84,104

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	酒類	酵素 医薬品	不動産	計		
焼酎	36,352			36,352		36,352
チューハイ	19,677			19,677		19,677
販売用アルコール	13,553			13,553		13,553
国内酵素医薬品		1,747		1,747		1,747
輸出酵素医薬品		2,897		2,897		2,897
その他	11,986			11,986	92	12,078
顧客との契約から生じる収益	81,570	4,644		86,215	92	86,307
その他の収益			1,322	1,322		1,322
外部顧客への売上高	81,570	4,644	1,322	87,538	92	87,630

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要な金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは製品・サービス等を基礎としたセグメントから構成されており、「酒類」、「酵素医薬品」、「不動産」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントの主な製品・サービスは、次のとおりであります。

事業区分	主な製品・サービス
酒類	焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、洋酒、加工用洋酒、酒類原料用・工業用アルコール、調味料
酵素医薬品	酵素、診断薬、発酵受託ビジネス
不動産	不動産の売買、不動産の賃貸

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	酒類	酵素 医薬品	不動産	合計			
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	78,715	4,155	1,144	84,015	88		84,104
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	15			15	10	25	
計	78,731	4,155	1,144	84,031	99	25	84,104
セグメント利益	2,296	534	604	3,434	13		3,448
セグメント資産	40,463	3,795	5,996	50,255	42	5,441	55,739
その他の項目							
減価償却費	1,280	250	281	1,812	0	103	1,916
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,175	282	20	1,478		118	1,596

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫業・荷役業等であります。

2 調整額の内容は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額 25百万円は、セグメント間の取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額5,441百万円には、セグメント間取引消去 0百万円及び全社資産5,442百万円が含まれております。全社資産の主なものは、余資運用資金(現金及び預金)、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額103百万円は全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額118百万円は全社資産に係る増加額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	酒類	酵素 医薬品	不動産	合計			
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	81,570	4,644	1,322	87,538	92		87,630
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	13			13		13	
計	81,584	4,644	1,322	87,552	92	13	87,630
セグメント利益	2,555	807	763	4,126	9		4,136
セグメント資産	42,819	4,041	5,801	52,662	42	6,531	59,235
その他の項目							
減価償却費	1,301	271	271	1,843	0	122	1,966
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	965	481	60	1,507		126	1,634

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫業・荷役業等であります。

2 調整額の内容は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額 13百万円は、セグメント間の取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額6,531百万円には、セグメント間取引消去 0百万円及び全社資産6,532百万円が含まれております。全社資産の主なものは、余資運用資金(現金及び預金)、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額122百万円は全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額126百万円は全社資産に係る増加額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
イオントップバリュ(株)	10,117	酒類

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
イオントップバリュ(株)	11,393	酒類
伊藤忠食品(株)	9,168	酒類

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	酒類	酵素医薬品	不動産	合計			
減損損失	194			194			194

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	酒類	酵素医薬品	不動産	合計			
当期償却額	2			2			2
当期末残高	1			1			1

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	酒類	酵素医薬品	不動産	合計			
当期償却額	1			1			1
当期末残高							

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
1株当たり純資産額	414円62銭	464円68銭
1株当たり当期純利益	47円39銭	54円72銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当連結会計年度 (令和7年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	24,478	26,976
普通株式に係る純資産額(百万円)	23,637	26,183
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額の主な内訳(百万円)		
非支配株主持分	840	793
普通株式の発行済株式数(千株)	65,586	65,586
普通株式の自己株式数(千株)	8,576	9,239
1株当たりの純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	57,009	56,346

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,729	3,102
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,729	3,102
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,583	56,691

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,250	1,350	1.14	
1年以内に返済予定の長期借入金	600	600	0.89	
1年以内に返済予定のリース債務	43	88		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,200	600	0.89	令和9年1月～ 令和9年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	66	105		令和9年1月～ 令和12年11月
その他有利子負債 取引保証金	2,639	2,537	1.70	
合計	5,800	5,281		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 リース債務の平均利率については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 3 その他有利子負債の「取引保証金」は、営業取引の継続中は原則として返済を予定していないものであるため、「返済期限」及び「連結決算日後5年内における返済予定額(注4)」については、記載しておりません。
- 4 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	600			
リース債務	69	30	4	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間 連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	19,423	42,268	63,184	87,630
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	724	2,495	3,133	4,134
親会社株主に帰属する中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	536	1,855	2,339	3,102
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	9.41	32.57	41.19	54.72

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益 (円)	9.41	23.15	8.57	13.54

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー：無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104	132
売掛金	195	196
貯蔵品	0	0
前払費用	38	47
関係会社短期貸付金	760	1,760
未収入金	46	47
立替金	7	8
その他	3	4
流動資産合計	1,155	2,197
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,887	4,599
構築物	315	296
機械及び装置	206	198
工具、器具及び備品	51	43
土地	2,994	2,994
リース資産	75	151
有形固定資産合計	8,531	8,283
無形固定資産		
ソフトウェア	341	234
その他	32	32
無形固定資産合計	374	267
投資その他の資産		
投資有価証券	2,205	2,850
関係会社株式	23,789	23,814
関係会社長期貸付金	1,970	990
長期前払費用	137	383
その他	153	71
貸倒引当金	356	209
投資その他の資産合計	27,899	27,899
固定資産合計	36,805	36,450
資産合計	37,960	38,647

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	15,780	15,890
リース債務	32	77
未払金	324	387
未払費用	55	67
未払消費税等	74	57
未払法人税等	182	72
役員賞与引当金	23	22
株主優待引当金	24	19
設備関係支払手形	4	-
設備関係電子記録債務	25	9
その他	75	106
流動負債合計	1 16,603	1 16,710
固定負債		
長期借入金	1,220	600
長期預り金	350	350
リース債務	53	92
長期未払金	18	-
繰延税金負債	359	581
役員株式給付引当金	169	99
固定負債合計	1 2,171	1,723
負債合計	18,775	18,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,946	6,946
資本剰余金		
資本準備金	5,549	5,549
その他資本剰余金	54	54
資本剰余金合計	5,603	5,603
利益剰余金		
利益準備金	756	756
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,241	8,286
利益剰余金合計	7,997	9,043
自己株式	2,414	2,836
株主資本合計	18,132	18,756
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,051	1,457
評価・換算差額等合計	1,051	1,457
純資産合計	19,184	20,213
負債純資産合計	37,960	38,647

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
売上高	1 3,026	1 3,380
売上原価	1 537	1 605
売上総利益	2,488	2,775
販売費及び一般管理費	1, 2 696	1, 2 927
営業利益	1,791	1,847
営業外収益		
受取利息	22	26
受取配当金	105	215
雑収入	5	6
営業外収益合計	1 133	1 248
営業外費用		
支払利息	110	151
操業休止等経費	22	22
寄付金	-	33
雑損失	3	16
営業外費用合計	1 137	1 224
経常利益	1,788	1,871
特別損失		
固定資産除売却損	3 0	3 26
投資有価証券評価損	1	1
その他	0	8
特別損失合計	3	36
税引前当期純利益	1,785	1,835
法人税、住民税及び事業税	259	196
法人税等調整額	7	15
法人税等合計	251	212
当期純利益	1,533	1,623

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,946	5,549	54	5,603	756	6,178	6,935
当期変動額							
剰余金の配当						471	471
当期純利益						1,533	1,533
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,062	1,062
当期末残高	6,946	5,549	54	5,603	756	7,241	7,997

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,954	17,530	766	766	18,296
当期変動額					
剰余金の配当		471			471
当期純利益		1,533			1,533
自己株式の取得	460	460			460
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			285	285	285
当期変動額合計	460	602	285	285	887
当期末残高	2,414	18,132	1,051	1,051	19,184

当事業年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,946	5,549	54	5,603	756	7,241	7,997
当期変動額							
剰余金の配当						577	577
当期純利益						1,623	1,623
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,045	1,045
当期末残高	6,946	5,549	54	5,603	756	8,286	9,043

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	2,414	18,132	1,051	1,051	19,184
当期変動額					
剰余金の配当		577			577
当期純利益		1,623			1,623
自己株式の取得	500	500			500
自己株式の処分	78	78			78
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			405	405	405
当期変動額合計	422	623	405	405	1,029
当期末残高	2,836	18,756	1,457	1,457	20,213

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

.....移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

.....時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

.....移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

.....移動平均法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 5年～42年

機械及び装置 4年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

効果継続期間内における均等償却

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積もり、計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの運営収入、受取配当金、不動産賃貸収入であります。運営収入については、子会社に対し、経営・企画等の指導・助言等を行うこと、受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過につれて充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
短期金銭債権	247百万円	251百万円
短期金銭債務	14,038百万円	14,062百万円
長期金銭債務	20百万円	- 百万円

2 偶発債務

下記関係会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証等を行っております。

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
合同酒精(株)	811百万円	834百万円
福德長酒類(株)	274	308
オエノンプロダクトサポート(株)	284	310
秋田県醗酵工業(株)	38	47
計	1,409	1,501

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
売上高	2,233百万円	2,409百万円
売上原価	23	23
販売費及び一般管理費	23	22
営業取引以外の取引高	85	111

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自	令和6年1月1日	(自	令和7年1月1日
	至	令和6年12月31日)	至	令和7年12月31日)
役員報酬		148百万円		129百万円
給与及び手当		227		274
賞与		91		108
役員賞与引当金繰入額		23		22
退職給付費用		13		16
減価償却費		27		36
修繕費		3		12
業務委託費		19		12
貸倒引当金繰入額		292		147

おおよその割合

販売費	4%	2%
一般管理費	96	98

3 固定資産除売却損の主要な内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(自	令和6年1月1日	(自	令和7年1月1日
	至	令和6年12月31日)	至	令和7年12月31日)
撤去費用		0百万円		26百万円
その他		0		0
計		0		26

(有価証券関係)

前事業年度(令和6年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額23,789百万円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。なお、関係会社株式のうち、合同酒精株式会社の株式の帳簿価額は16,846百万円であります。

当事業年度(令和7年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額23,814百万円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。なお、関係会社株式のうち、合同酒精株式会社の株式の帳簿価額は16,846百万円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
< 繰延税金資産 >		
未払事業税	9百万円	6百万円
未払金	6	6
投資有価証券評価損	42	44
ゴルフ会員権評価減	14	15
役員退職慰労引当金	17	-
関係会社貸付金貸倒引当金	109	65
役員株式給付引当金	51	31
減損損失	151	145
事業再編損失	69	66
その他	4	9
繰延税金資産小計	476	391
評価性引当額	372	302
繰延税金資産合計	104	89
< 繰延税金負債 >		
その他有価証券評価差額金	463	670
繰延税金負債合計	463	670
< 繰延税金資産 (負債) の純額 >	359	581

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.5	14.8
評価性引当額	6.0	4.3
その他	0.1	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1	11.6

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和9年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 令和3年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	4,887	5	33	259	4,599	2,259
	構築物	315	0	0	19	296	1,171
	機械及び装置	206	28	0	36	198	5,046
	工具、器具及び備品	51	1	0	9	43	191
	リース資産	75	125	-	49	151	79
	土地	2,994	-	-	-	2,994	-
	建設仮勘定	-	67	67	-	-	-
	計	8,531	228	102	374	8,283	8,748
無形固定資産	ソフトウェア	341	13	-	120	234	-
	その他	32	-	-	0	32	-
	計	374	13	-	120	267	-

(注) 1 当期増加額の内訳

リース資産

本社

P C、ネットワーク機器更新

121百万円

2 建設仮勘定の当期増加額は、各資産の取得に伴う増加であり、当期減少額は主に各資産科目への振替額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	356	-	147	209
役員賞与引当金	23	22	23	22
株主優待引当金	24	19	24	19
役員株式給付引当金	169	16	87	99

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで									
定時株主総会	3月中									
基準日	12月31日									
剰余金の配当の基準日	12月31日									
1単元の株式数	100株									
単元未満株式の買取り	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取次所 買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額									
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.oenon.jp/									
株主に対する特典	株主優待制度									
	(1) 対象となる株主様 毎年12月31日を基準として、当社株主名簿に記録された10単元(1,000株)以上を、1年以上継続保有されている株主様 (2) 優待内容									
	保有株式数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以上3年未満</th> <th>3年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000株以上 3,000株未満</td> <td>株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)</td> <td>株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)</td> <td>株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品)及び、当社グループ製品(1アイテム) 日本赤十字社への寄付(2,500円)</td> </tr> </tbody> </table>		1年以上3年未満	3年以上	1,000株以上 3,000株未満	株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)	株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)	3,000株以上	株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)
	1年以上3年未満	3年以上								
1,000株以上 3,000株未満	株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)	株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)								
3,000株以上	株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品) 日本赤十字社への寄付(1,500円)	株主様限定のオリジナル製品「酒女神(オエノ)」(特製非売品)及び、当社グループ製品(1アイテム) 日本赤十字社への寄付(2,500円)								

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類、並びに確認書 | 事業年度
(第118期) | 自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日 | 令和7年3月24日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第118期) | 自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日 | 令和7年3月24日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書及び確認書 | (第119期中) | 自 令和7年1月1日
至 令和7年6月30日 | 令和7年8月6日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告 | | 令和7年3月24日
関東財務局長に提出。

令和8年2月26日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 発行登録書(社債)及びその添付書類 | | | 令和7年11月7日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 自己株券買付状況報告書 | | | 令和7年6月13日
関東財務局長に提出。
令和7年7月15日
関東財務局長に提出。
令和7年8月8日
関東財務局長に提出。
令和7年9月12日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和8年3月19日

オエノンホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石田大輔

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小宮正俊

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオエノンホールディングス株式会社の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社の令和7年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

グループ通算制度の適用を受ける会社及び子法人の法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、繰延税金資産を467百万円計上している。また、連結財務諸表注記（税効果会計関係）に記載の通り、繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は2,427百万円であり、評価性引当控除前の繰延税金資産は3,073百万円である。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載の通り、会社はグループ通算制度を適用しており、会社及びグループ通算制度の適用を受ける子法人の法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は、通算グループ全体の将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎としている。</p> <p>当連結会計年度末において計上している繰延税金資産のうち、法人税及び地方法人税に係る金額は重要な割合を占めており、その回収可能性の判断の基礎となる通算グループ全体の課税所得の見積りは、連結子会社である合同酒精株式会社の将来の収益力に重要な影響を受ける。当該見積りは、同社の取締役会で承認された翌年度の事業計画を基礎とした翌年度以降の計画に基づいており、その主要な仮定は酒類事業の将来の販売数量及び主要な原材料である粗留アルコールの購入価格である。</p> <p>グループ通算制度の適用を受ける会社及び子法人の法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断の基礎となる上記の主要な仮定は、将来の経済環境や酒類商品・工業用アルコールの消費動向、原材料市場等に影響を受け不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、グループ通算制度の適用を受ける会社及び子法人の法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性を検討するため、通算グループ全体の収益構造及び合同酒精株式会社の将来の収益力が通算グループ全体の課税所得の見積りに与える影響の重要性を理解したうえで、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が実施した「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく通算グループ全体の企業の分類の判断について、過去の課税所得の推移や経営環境等を勘案してその妥当性を検討した。 ・繰延税金資産の回収可能性の判断の基礎となる合同酒精株式会社の将来の収益性について、同社の取締役会で承認された事業計画を含む翌年度以降の計画との整合性を検討した。 ・合同酒精株式会社の事業計画を基礎とした翌年度以降の計画の主要な仮定である酒類事業の将来の販売数量及び粗留アルコールの購入価格について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 将来の販売数量について、合同酒精株式会社の過去の酒類事業の販売数量に基づいた趨勢分析を実施した。 - 事業計画の基礎となった翌期の販売数量の伸び率について、国税庁等の外部機関が公表している過年度の酒類事業に関連する販売数量実績データから監査人が計算した傾向値と比較した。 - 将来の販売数量について、外部機関が公表している将来の酒類商品・工業用アルコール消費量の予測レポートとの整合性を検討した。 - 粗留アルコールについては、合同酒精株式会社の過去の粗留アルコールの購入実績に基づいた趨勢分析を実施した。 - 翌連結会計年度の粗留アルコールの購入価格のうち、既契約分については契約書との一致を検証した。 - 翌連結会計年度以降の未契約分の粗留アルコールの購入価格については、外部機関が作成した原材料市場に関するレポートを閲覧し、整合性を検討した。 ・主要な仮定である酒類事業の将来の販売数量及び粗留アルコールの購入価格の変動と利益の關係に着目した感応度分析を行い、仮定の変動に対する利益の影響度を踏まえて繰延税金資産の回収可能性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オエノンホールディングス株式会社の令和7年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、オエノンホールディングス株式会社が令和7年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和8年3月19日

オエノンホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石田大輔

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小宮正俊

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオエノンホールディングス株式会社の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第119期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社の令和7年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社に対する投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度末の貸借対照表において関係会社株式23,814百万円、関係会社短期貸付金1,760百万円、関係会社長期貸付金990百万円を計上しており、これらの関係会社に対する投融資の合計額は総資産38,647百万円の68%を占めている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計方針）1 有価証券の評価基準及び評価方法(1)子会社株式及び関連会社株式に記載の通り、子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施する。また、関係会社貸付金は関係会社の財政状態を基礎として、個別に回収可能性を評価し、貸倒引当金の計上を行う。</p> <p>会社は持株会社であり、関係会社に対する投融資が財務諸表に占める金額の重要性は高く、関係会社株式の実質価額及び関係会社貸付金に係る貸倒引当額の算定を誤った場合には、財務諸表全体に重要な影響を及ぼす。また、実質価額の下落が生じた場合に行う回復可能性及び関係会社貸付金に係る回収可能性の評価には経営者の判断が伴う。</p> <p>以上より、関係会社に対する投融資の財務諸表に占める割合は高く、経営者の判断を伴うことから、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社に対する投融資の評価を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会資料及び議事録の閲覧、経営者や事業部責任者等への質問を通じて重要な関係会社の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する関係会社の有無を検討した。 ・関係会社株式の取得価額と実質価額を比較し、実質価額の著しい下落の有無を検討した。 ・関係会社貸付金に対して計上された貸倒引当金について、関係会社の財政状態との比較を行った。 ・関係会社の財政状態を測定するにあたり考慮された土地価額について、経営者が利用した不動産鑑定評価の方法を検討するとともに、近隣の土地の公示価格等の外部情報の比較を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。